

涌谷町・安心子育て支援プラン

第3期 涌谷町 子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)
(案)

令和6年12月

目 次

第1部 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の策定方法 2

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

- 1 涌谷町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況..... 5
- 2 保育所・幼稚園・小学校の状況..... 12
- 3 アンケート調査結果からみる現状と課題..... 13
- 4 第2期涌谷町子ども・子育て支援事業計画の実績及び評価..... 24

第3部 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 28
- 2 基本姿勢 29
- 3 施策の体系 30
- 4 涌谷町・安心子育て支援体制 31
- 5 子どもの数の推計 32
- 6 教育・保育の提供区域の設定 33

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

- 1 子ども・子育て支援事業の充実を目指して..... 36
- 2 特に配慮が必要な家庭への支援を目指して..... 54
- 3 「みんなで育てよう わくやっ子」を目指して..... 57
- 4 妊娠期から切れ目のない子育て支援を目指して..... 59

資料編

- 1 涌谷町子ども・子育て会議要綱..... 63
- 2 涌谷町子ども・子育て会議委員名簿..... 64

第1部

計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化・核家族化の進行や地域・家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、その後、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」、12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、地方公共団体や企業に行動計画の策定が義務付けられています。

その後も少子化の進行は続き、更に、子育ての孤立感や負担感の増加、都市部を中心とした深刻な待機児童問題が表層化し、子ども・子育て支援の質・量の不足などを解消するため、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。平成25年の「少子化危機突破のための緊急対策」では、これまでの「子育て支援」及び「働き方改革」に加え「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として推進することで、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。そして、平成27年に「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この新制度では、幼児期の質の高い教育・保育を総合的に提供し、待機児童解消、地域の子育て支援の充実を推進していくこととしています。

令和5年には「こども基本法」が施行され、こども・子育て世帯だけでなく、20代、30代らを含めた若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる、「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組を推進していくこととしています。また、令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の成立により、「こども家庭センターの設置」「親子関係形成支援事業」や「乳幼児等通園支援事業」等、新たな事業が子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備が求められています。

涌谷町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「涌谷町次世代育成支援（前期）行動計画」、平成22年3月に「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町後期行動計画）」を策定、令和2年には見直しを行い、次代を担う子どもと子育て家庭に関する施策を推進しました。こうした中、令和2年に策定された「涌谷町・安心子育て支援プラン（第2期涌谷町子ども・子育て支援事業計画）」が令和6年度に最終年度を迎えたことから、地域社会環境や子ども・子育て家庭のニーズの変化、これまでの進捗状況や課題を整理し、令和7年度からの5年間を計画期間とする「涌谷町・安心子育て支援プラン（第3期涌谷町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境の実現を目指します。

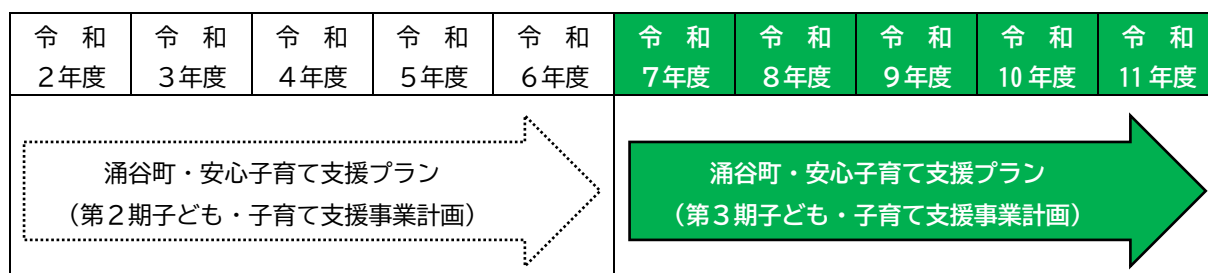
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けます。国で示す「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、町が取り組むべき方策の達成目標や実施時期を明らかにして、計画的に取り組むを推進します。

また、本計画の策定に当たっては、町の上位計画である「第五次涌谷町総合計画後期基本計画」や関連計画との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法で規定する令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間とします。また、計画期間中においても、社会経済情勢や町の状況の変化、子育て家庭の保育・教育ニーズ等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1) 涌谷町子ども・子育て会議

関係者及び町民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「涌谷町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込み、計画素案等について、協議しました。

(2) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、涌谷町内に居住する小学生未満の子どもがいる世帯及び 18 歳以上 39 歳未満の町民を対象として、令和 6 年 4 ～ 5 月に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

第2部

子ども・子育て環境の

現状と課題

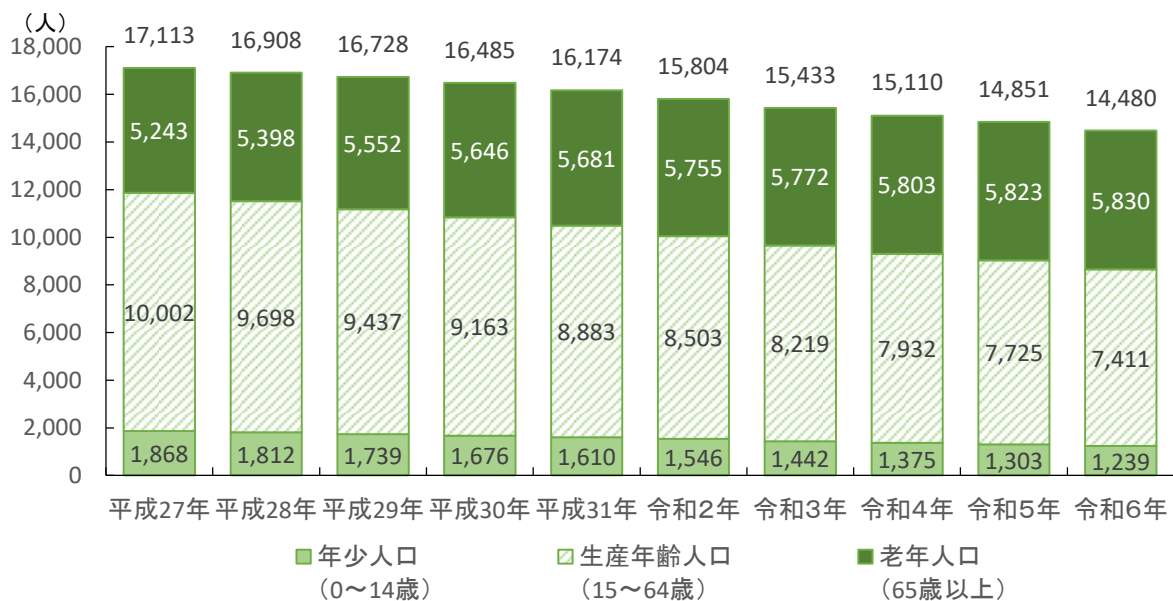
1 涌谷町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1-（1）人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、平成27年の17,113人から令和6年には2,633人（15.4%）減少し、14,480人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口および生産年齢人口が減少する一方で老年人口は増加傾向が続いており、高齢化率も40.3%まで上昇しています。

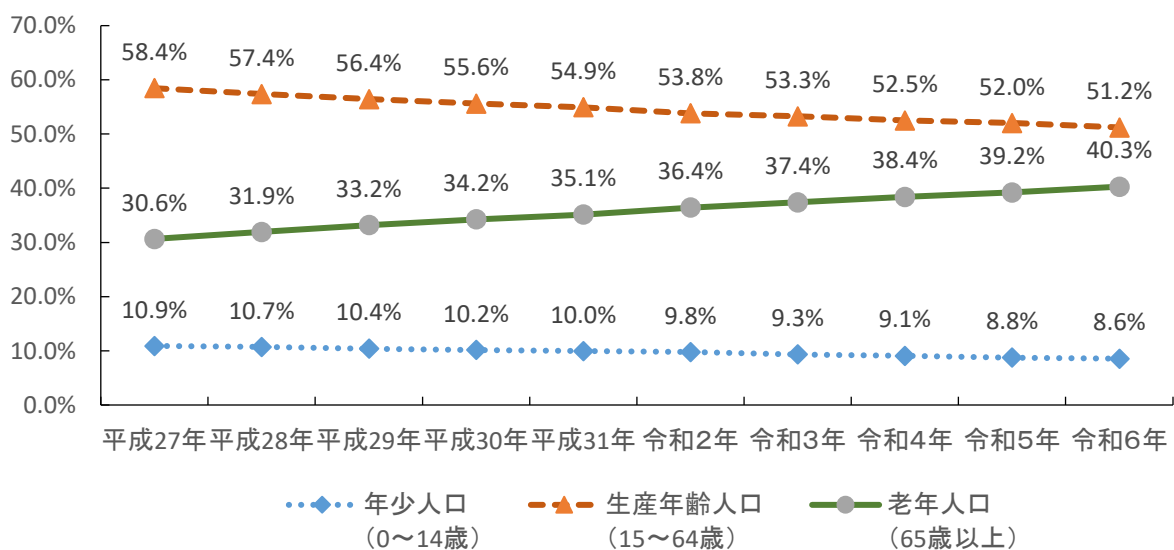
今後も人口減少、少子高齢化の傾向が続くものと見込まれます。

【年齢3区分別人口の推移】



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口割合の推移】

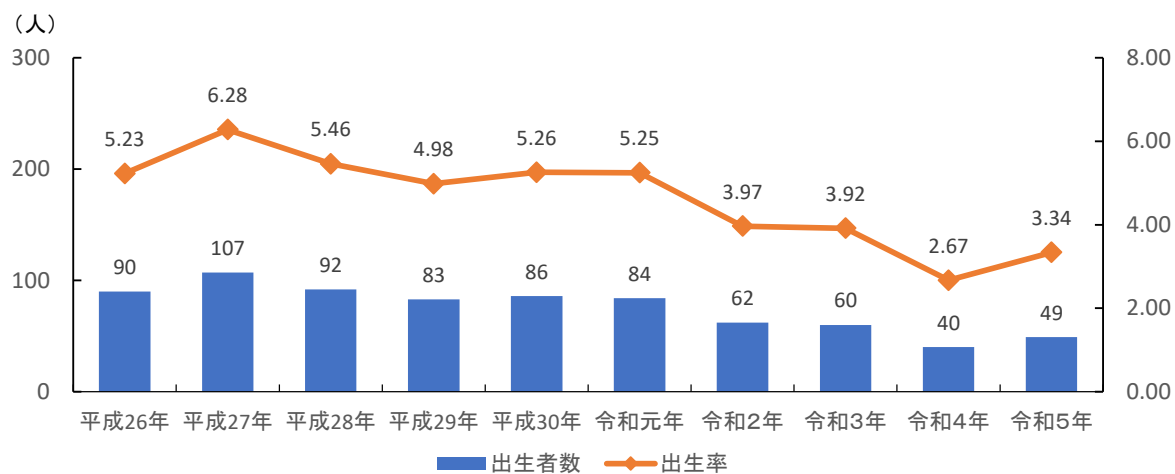


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1 - (2) 出生数・率の状況

本町の出生数は、増減があるものの概ね減少傾向が続き、平成 26 年には 90 人でしたが、令和 5 年には 49 人となっています。人口千人あたり出生数（出生率）も減少傾向となっています。

【出生数・率の推移】



出典：人口動態総覧

1-(3) 子ども・子育て世代の転入・転出の状況

子ども（0～9歳）および子育て世代（25～39歳）の転入・転出の状況をみると、子ども、子育て世帯ともに、転出者数が転入者数を上回る転出超過の年が多くなっています。子どもにおいては、令和4年から転入者数が転出者数を上回る転入超過となっていますが、子育て世帯は転出超過が続いています。

【子どもの転入・転出の状況】

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	0歳～4歳	21	31	18	15	22	21
	5歳～9歳	12	13	4	18	9	10
	計	33	44	22	33	31	31
転出	0歳～4歳	34	35	25	31	15	17
	5歳～9歳	13	13	14	15	5	8
	計	47	48	39	46	20	25

出典：住民基本台帳移動報告

【子育て世代の転入・転出の状況】

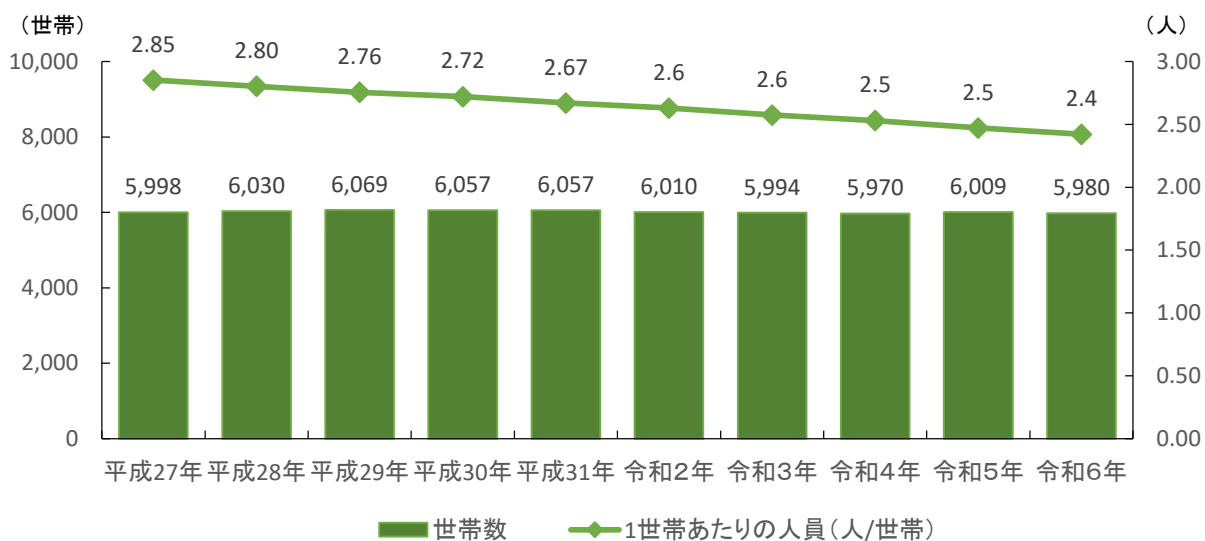
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	25歳～29歳	62	48	50	47	34	42
	30歳～34歳	49	48	42	34	39	35
	35歳～39歳	27	27	21	18	25	19
	計	138	123	113	99	98	96
転出	25歳～29歳	72	72	71	81	40	59
	30歳～34歳	63	53	59	54	46	38
	35歳～39歳	39	41	34	37	22	28
	計	174	166	164	172	108	125

出典：住民基本台帳移動報告

1 - (4) 世帯数の推移

本町の世帯数は増加傾向となっており、平成 27 年の 5,998 世帯から令和 6 年には 5,980 世帯となっており、大きな変化はありません。一方で、1 世帯あたり人員は減少し続けており、核家族世帯、単独世帯の増加がうかがえます。

【世帯数・1 世帯あたり人員の推移】



出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

1-(5) 世帯構成の状況

本町の世帯構成の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて単独世帯及び核家族世帯が増加し、3世代世帯が減少しています。宮城県や全国と比べると、単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高い特徴がみられます。

子どもがいる世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少傾向にあります。いずれも平成22年から令和2年にかけて核家族世帯の割合が増加しており、令和2年には、5割以上が核家族世帯となっています。

【世帯構成別世帯数・割合の推移と比較】

	涌谷町				宮城県	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	5,483	—	5,430	—	—	—
うち単独世帯	984	17.9%	1,276	23.5%	36.9%	38.0%
うち核家族世帯	2,795	51.0%	2,907	53.5%	51.7%	54.1%
うち3世代世帯	1,294	23.6%	848	15.6%	6.9%	4.2%

出典：国勢調査

【子どもがいる世帯数・割合の推移】

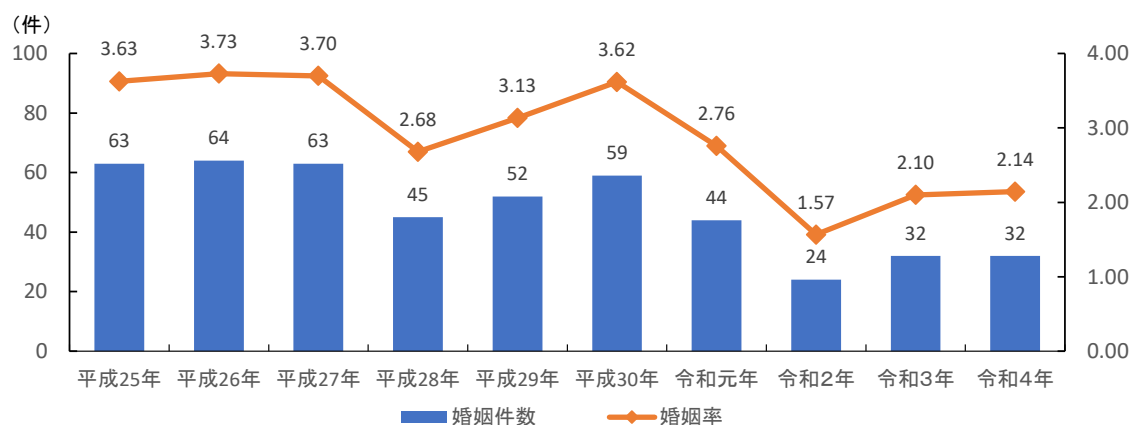
	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
6歳未満の子どもがいる世帯数	512	—	462	—	358	—
うち核家族世帯	220	43.0%	223	48.3%	211	58.9%
うち母子世帯	15	2.9%	9	1.9%	14	3.9%
うち父子世帯	1	0.2%	0	0.0%	1	0.3%
18歳未満の子どもがいる世帯数	1,393	—	1,247	—	1,051	—
うち核家族世帯	609	43.7%	586	47.0%	568	54.0%
うち母子世帯	73	5.2%	76	6.1%	70	6.7%
うち父子世帯	10	0.7%	8	0.6%	5	0.5%

出典：国勢調査

1 - (6) 婚姻・離婚の状況

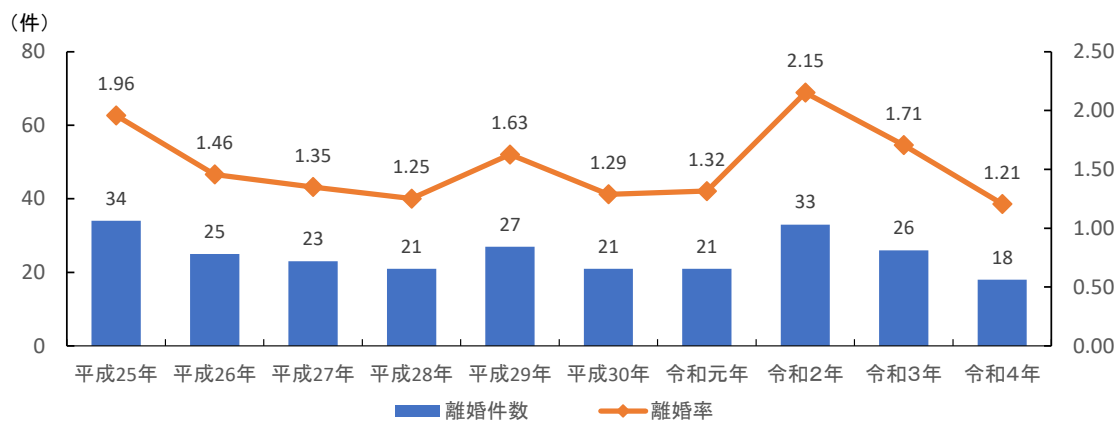
本町の婚姻、離婚の状況をみると、婚姻件数は増減があるものの概ね減少傾向にあり、人口千人あたり婚姻件数（婚姻率）も同様の傾向となっています。離婚件数は、前年から大きく増加した令和2年を除いて、平成26年から概ね横ばいで推移しており、人口千人あたり離婚件数（離婚率）も同様の傾向となっています。

【婚姻件数・率の推移】



出典：人口動態統計

【離婚件数・率の推移】



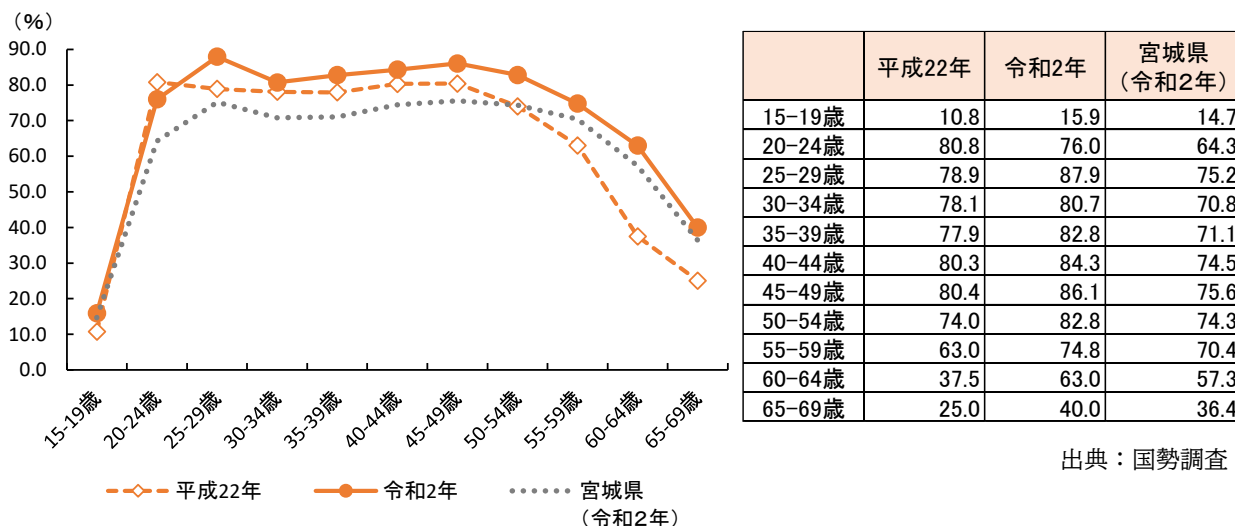
出典：人口動態統計

1-(7) 女性の労働力率

女性の年齢別労働力率の状況について、平成22年から令和2年の変化をみると、子育て世代では、20～24歳以外の年齢で労働力率が増加しており、特に25～29歳及び50歳以上で大きく増加しています。

宮城県と比べると、全ての年齢で本町が宮城県の労働力率を上回っており、特に20～49歳の労働力率が高くなっています。

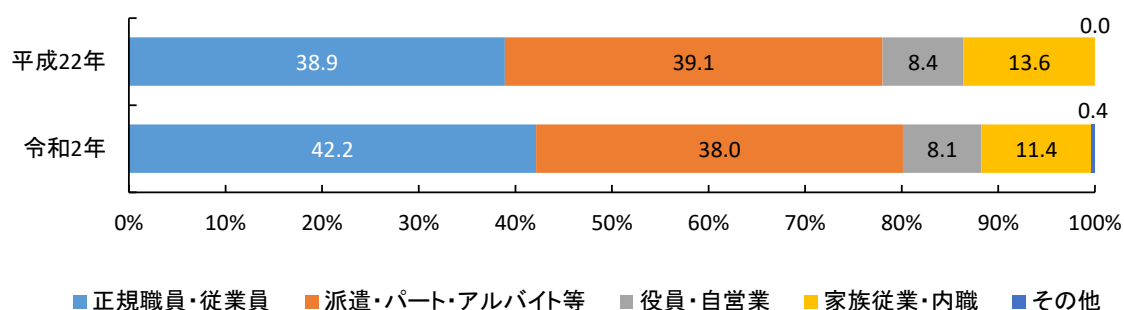
【年齢別_女性の労働力率の状況】



1-(8) 女性の従業上の地位

女性の従業上の地位の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて、正規職員・従業員の割合がやや増加し、派遣・パート・アルバイト等、役員・自営業、家族従業・内職の割合がやや減少しています。

【女性の従業上の地位の状況】



2 保育所・幼稚園・小学校の状況

2-（1）教育・保育施設

令和6年4月現在、町内には保育所が3か所、幼稚園が4か所。認定こども園が1か所設置されています。保育所では、定員144人に対し入園者数が98人、充足率68.1%、幼稚園では、定員530人に対し入園者数が116人、充足率21.9%、認定こども園では、定員75人に対し入園者数57人、充足率76.0%となっています。

【教育・保育施設の状況】

施設名		定員	入所者数	充足率
保育所	さくらんぼこども園	45	25	55.6%
	涌谷保育園	50	35	70.0%
	涌谷修紅幼稚舎	49	38	77.6%
	小計	144	98	68.1%
幼稚園	涌谷幼稚園	160	41	25.6%
	涌谷南幼稚園	160	26	16.3%
	ののだけ幼稚園	120	19	15.8%
	さくらんぼこども園	90	30	33.3%
	小計	530	116	21.9%
認定こども園	こどもの丘	75	57	76.0%
	小計	75	57	76.0%
合計		749	271	36.2%

2-（2）放課後児童クラブ

令和6年4月現在、町内には3か所の放課後児童クラブが設置されています。定員222人に対し入所者数は202人、充足率91.0%となっています。

【放課後児童クラブの状況】

施設名		定員	入所者数	充足率
放課後児童クラブ	わくわくスマイル児童クラブ	160	144	90.0%
	杉の子児童クラブ	33	30	90.9%
	小里笹岳児童クラブ	29	28	96.6%
	合計	222	202	91.0%

3 アンケート調査結果からみる現状と課題

本計画策定にあたり、小学生未満のお子さんがある世帯及び18歳以上39歳以下の町民を対象として、令和6年4～5月に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

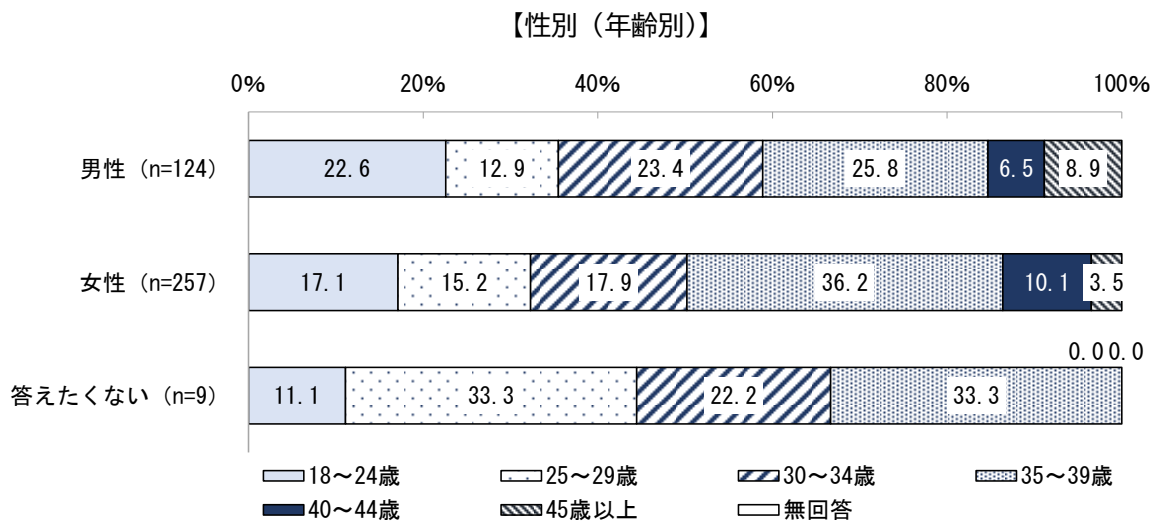
回答種別	配付数	回収数	無効票※	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査	1,472 票	403 票	11 票	392 票	26.6%

※無効票は、全問無回答のものです。

3-（1）回答者の属性

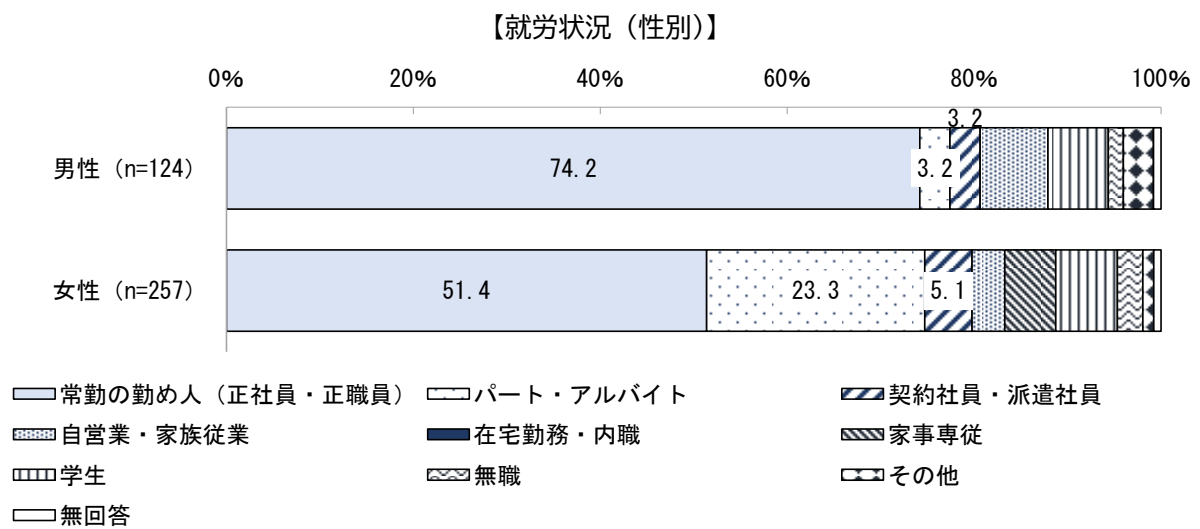
① 年齢・性別

○ 回答者の性別年齢構成比は以下のとおりです。



② 就労状況

○ 「常勤の勤め人（正社員・正職員）」は、男性が74.2%、女性が51.4%となっています。

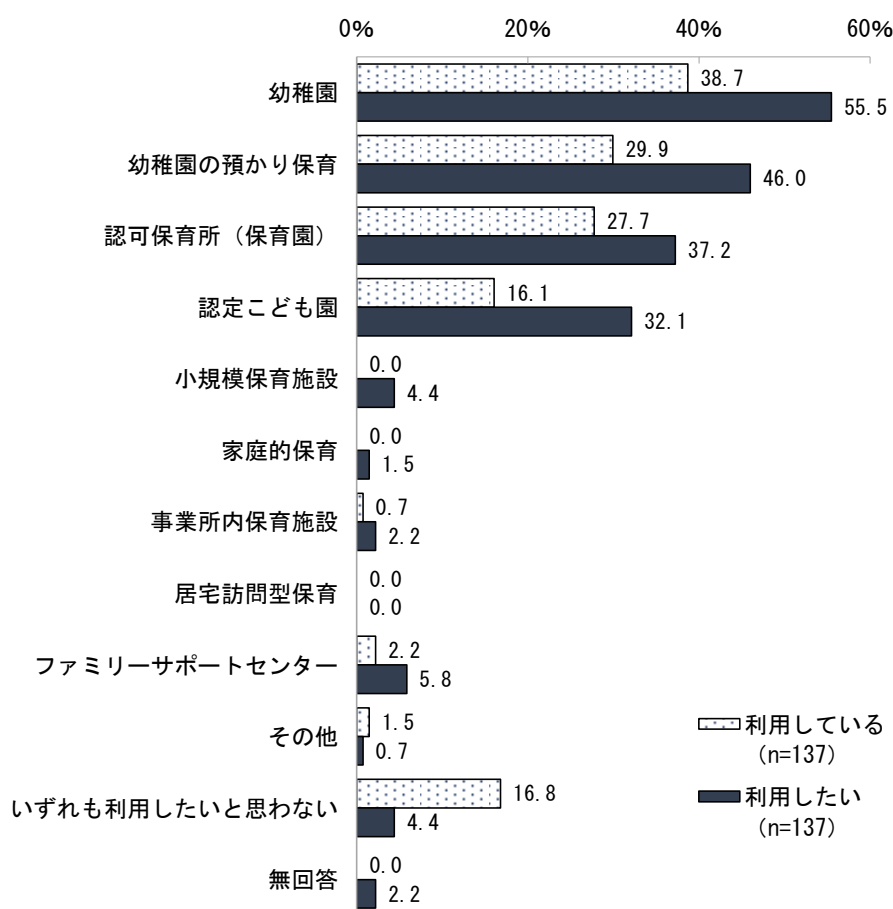


3-(2) お子さんの「定期的な」教育・保育の利用について

① 教育・保育事業の利用状況、利用意向

- 教育・保育事業の利用状況をみると、幼稚園が38.7%、認可保育所が27.7%、認定こども園が16.1%となっています。また、幼稚園の預かり保育を利用している人が29.9%で、幼稚園利用者の8割近くが預かり保育を利用しています。
- 利用意向をみると、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」の順に高く、利用状況と同様に、幼稚園利用者の約8割が預かり保育の利用を希望しています。

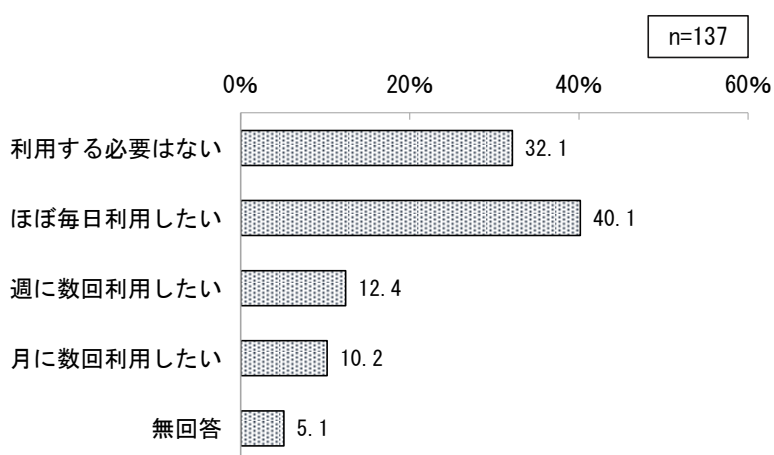
【教育・保育事業の利用状況、利用意向】



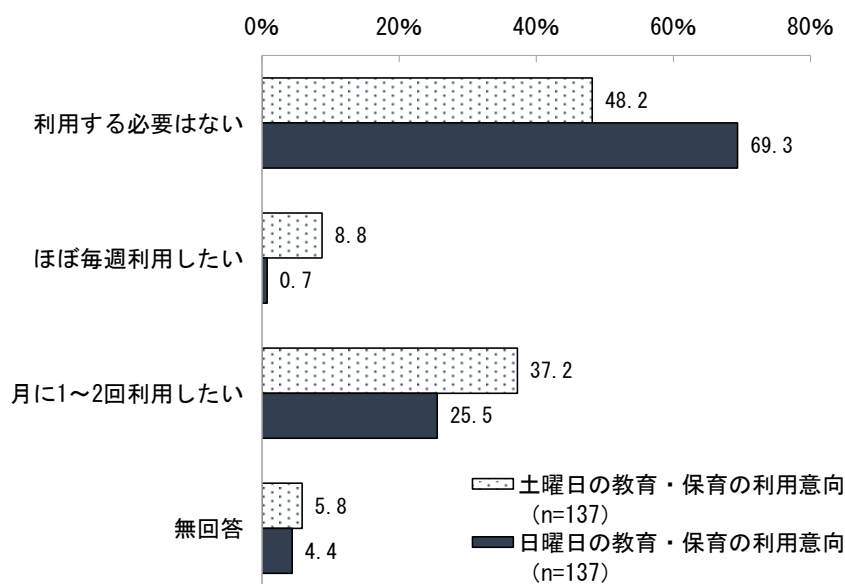
② 平日の延長保育や土曜日や日曜祝日の利用希望

- 定期的な教育・保育事業における平日の延長保育の利用意向をみると、52.5%が「週に数回以上利用したい」と回答しています。
- 定期的な教育・保育事業における土曜日や日曜祝日の利用意向をみると、土曜日は、「利用する必要はない」が48.2%、「ほぼ毎週利用したい」と「月1～2回利用したい」を合わせた『利用したい』が46.0%、日曜日は、「利用する必要はない」が69.3%、『利用したい』が26.2%となっています。

【平日の延長保育の利用意向】



【土曜日や日曜祝日の利用意向】

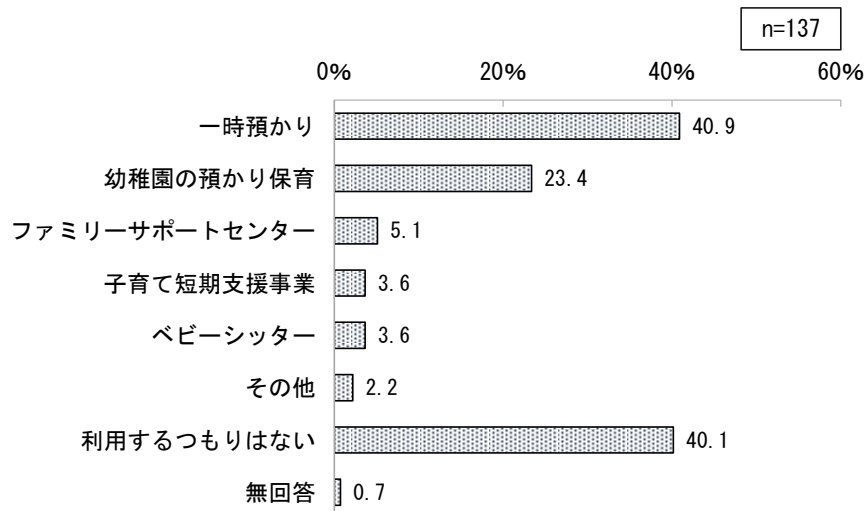


3-（3）お子さんの「不定期な」教育・保育の利用について

① 不定期に利用したい教育・保育事業

- 不定期な教育・保育と利用意向をみると、「一時預かり」が40.9%、「幼稚園の預かり保育」が23.4%となっています。「利用するつもりはない」は40.1%となっています。

【教育・保育事業の利用状況、利用意向】

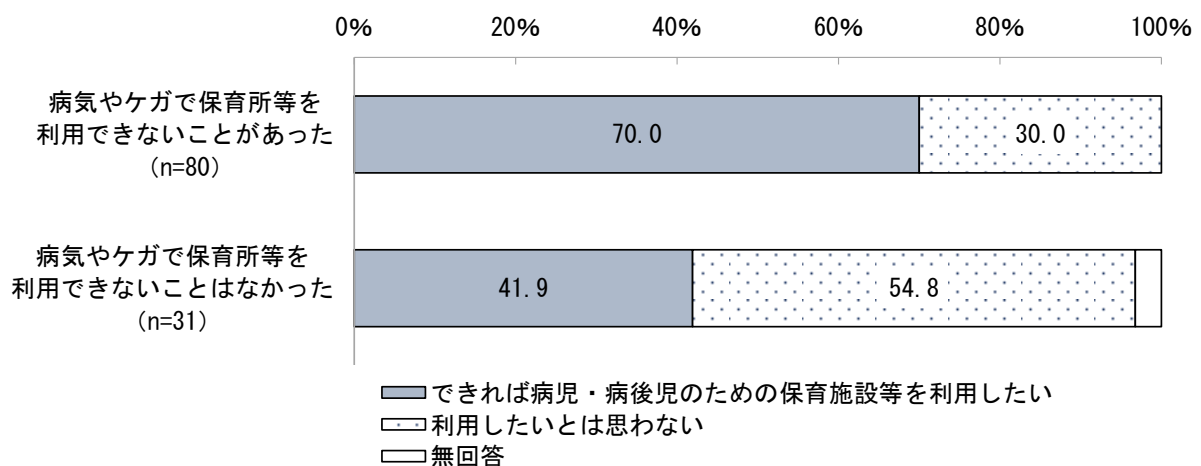


3-（4）お子さんの病気の際の対応について

① 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

- 病気やケガで保育所等を利用できなかった経験の有無別に病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、保育所等を利用できないことがあった方の70.0%が「できれば利用したい」と回答しています。

【病児・病後児のための保育施設等の利用意向】
(病気やケガで保育所等を利用できなかった経験の有無別)

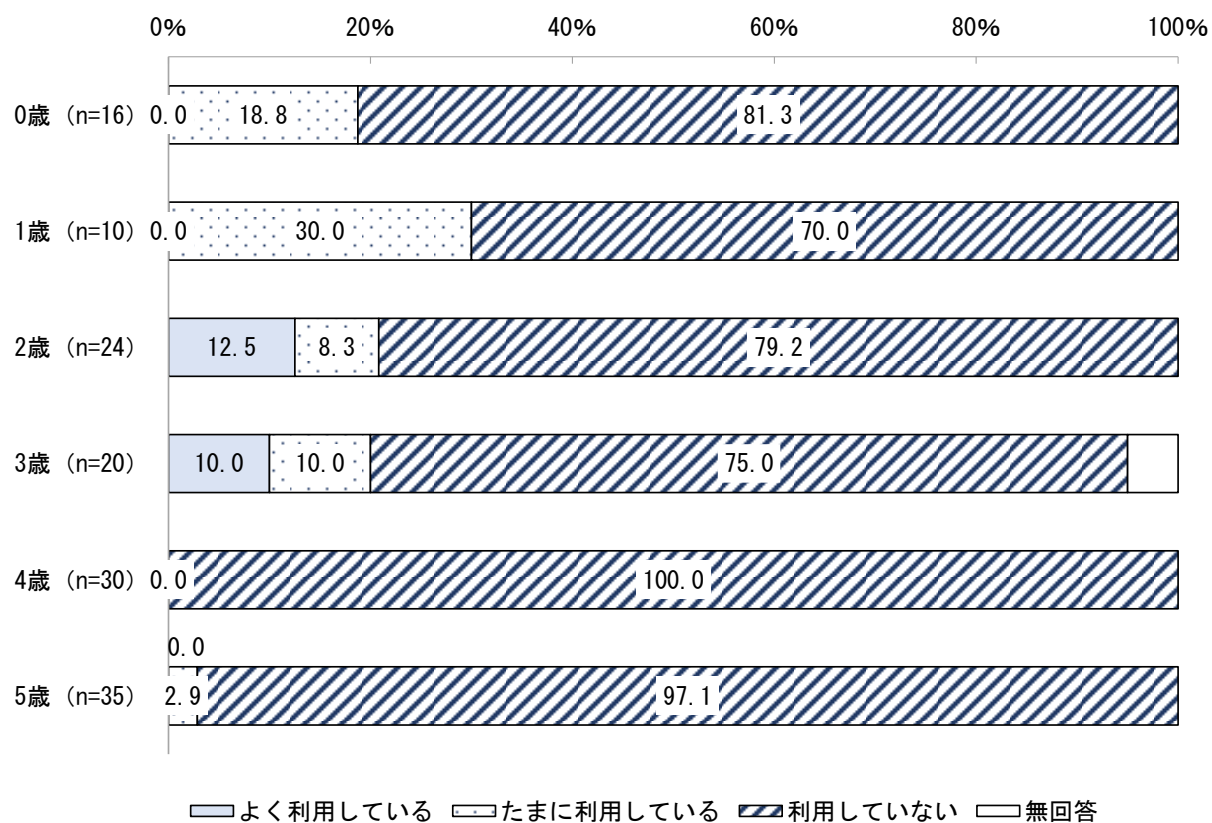


3-（5）お子さんの子育て支援事業の利用について

① 子育て支援センターの利用状況

- 年齢別に子育て支援センターの利用状況をみると、お子さんの年齢が3歳以下では2～3割が「利用している」と回答しています。

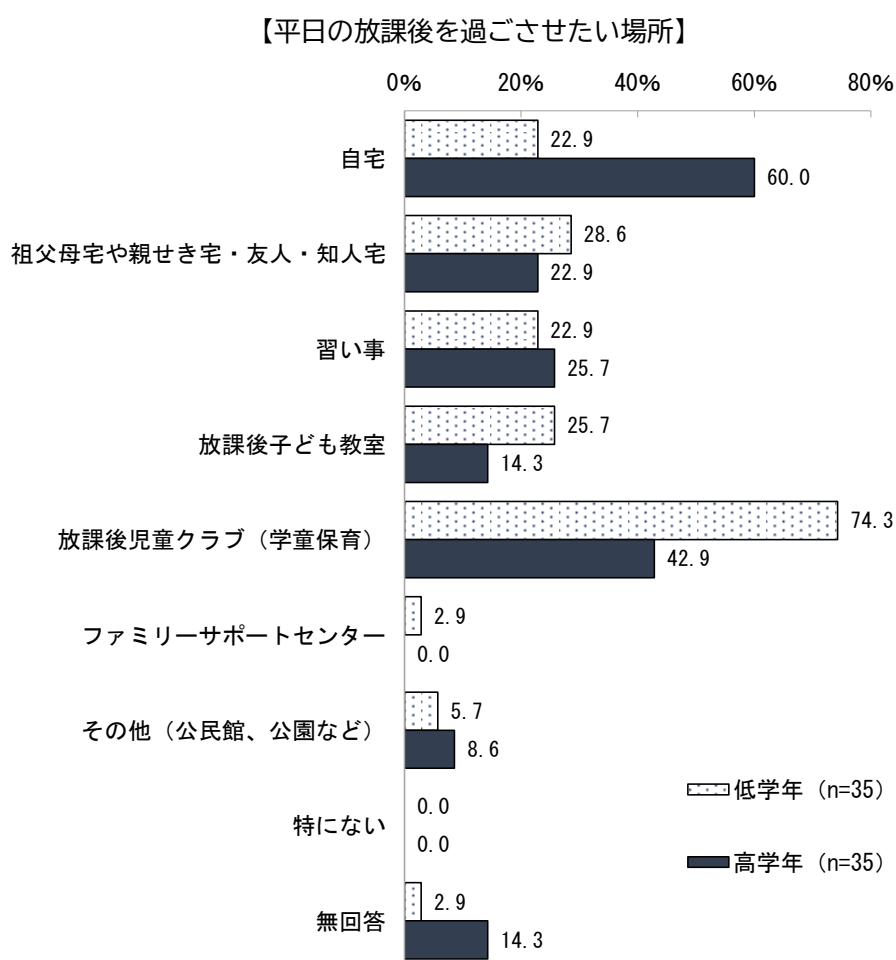
【子育て支援センターの利用状況（お子さんの年齢別）】



3-(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 平日の放課後を過ごさせたい場所

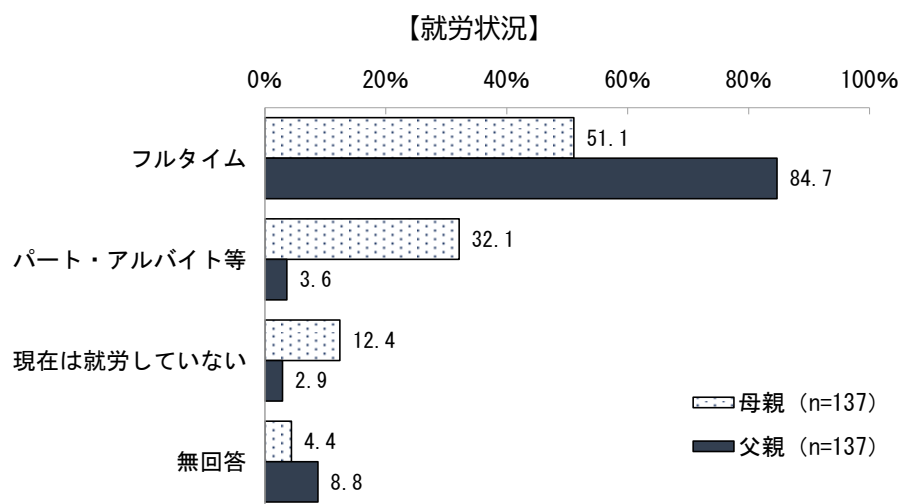
- 小学校就学後に平日の放課後を過ごさせたい場所をみると、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が74.3%となっていますが、高学年では「自宅」が60.0%で最も多くなっています。



3-（7）保護者の就労状況について

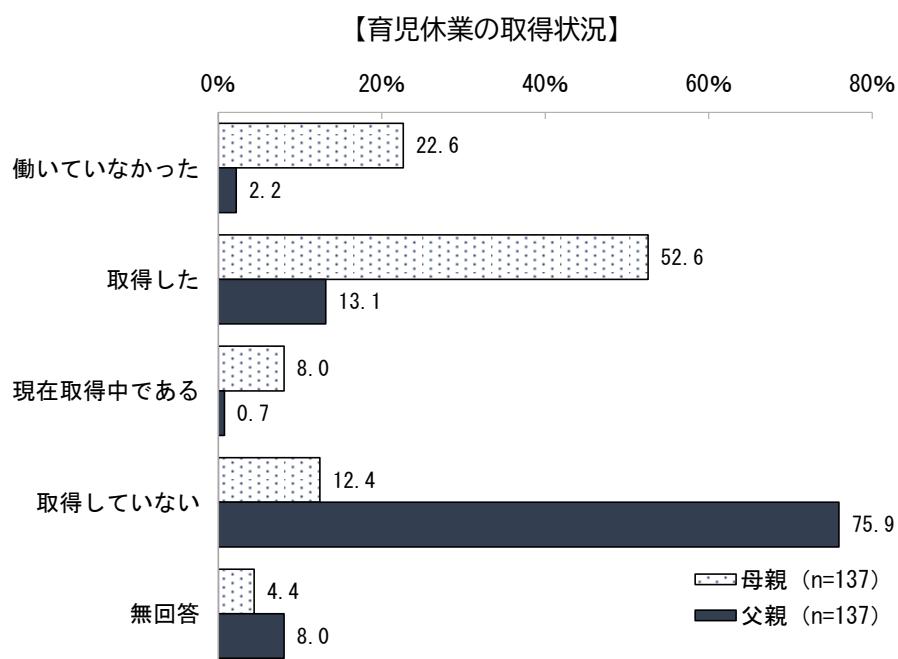
① 就労状況

- 就労状況をみると、父親の 88.3%、母親の 83.2%が「働いている（フルタイム・パート・アルバイト等）」と回答しています。



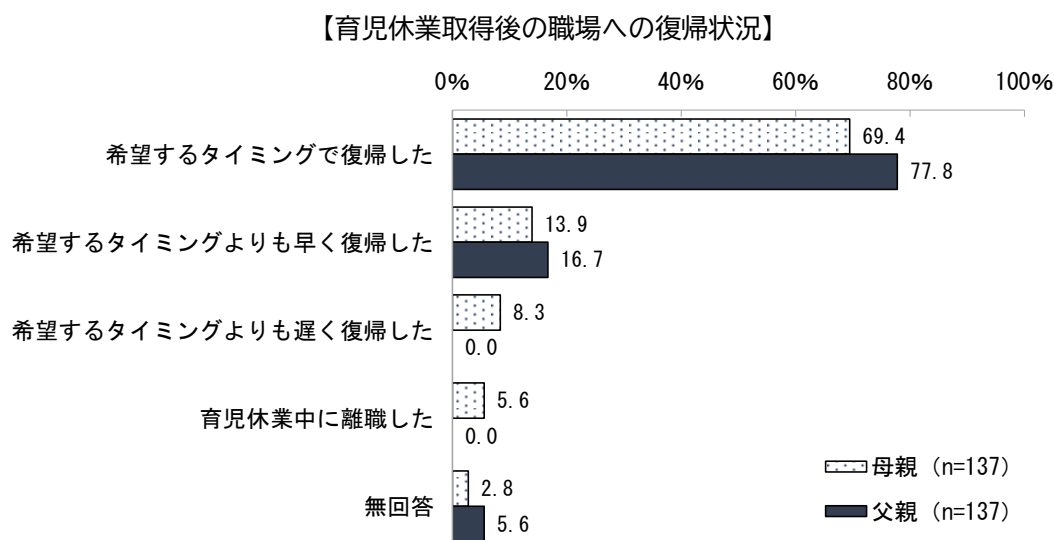
② 育児休業の取得状況

- 育児休業の取得状況をみると、母親の 60.6%、父親の 13.8%が育児休業を「取得した」もしくは「取得中」と回答しています。「取得していない」人は、母親が 12.4%、父親が 75.9%となっています。



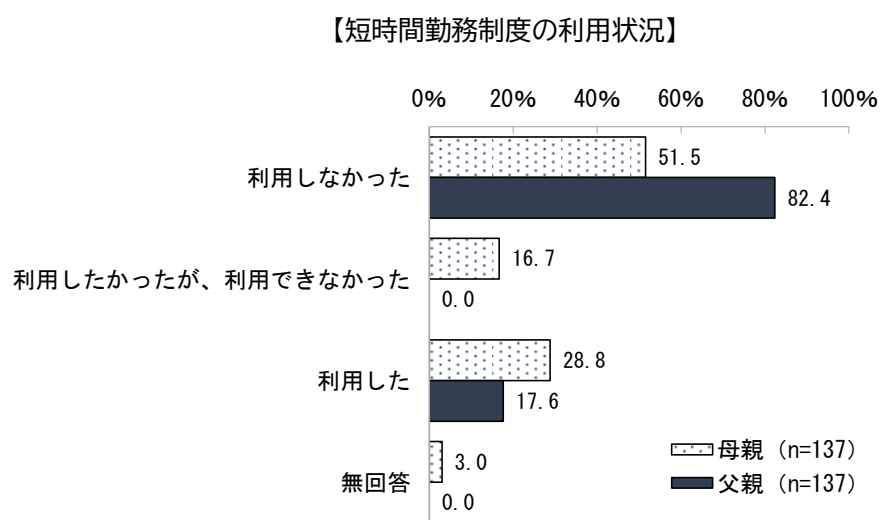
③ 育児休業取得後の職場への復帰状況

- 育児休業取得後の職場への復帰状況をみると、母親、父親とも7割程度が「希望するタイミングで復帰した」となっています。一方、母親の22.2%は希望するタイミング以外での復帰となっています。



④ 短時間勤務制度の利用状況

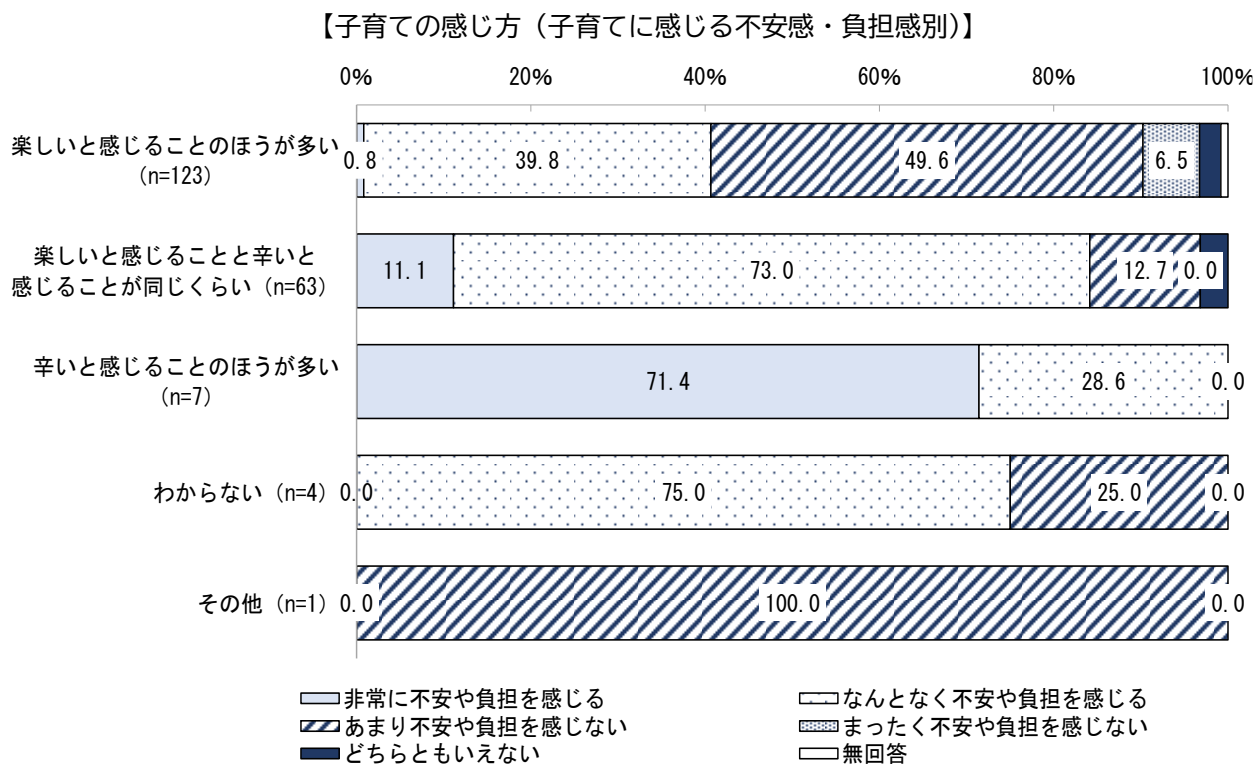
- 短時間勤務制度の利用状況をみると、父親の82.4%が「利用しなかった」と回答しています。



3-（8）子育てについて

① 子育ての感じ方

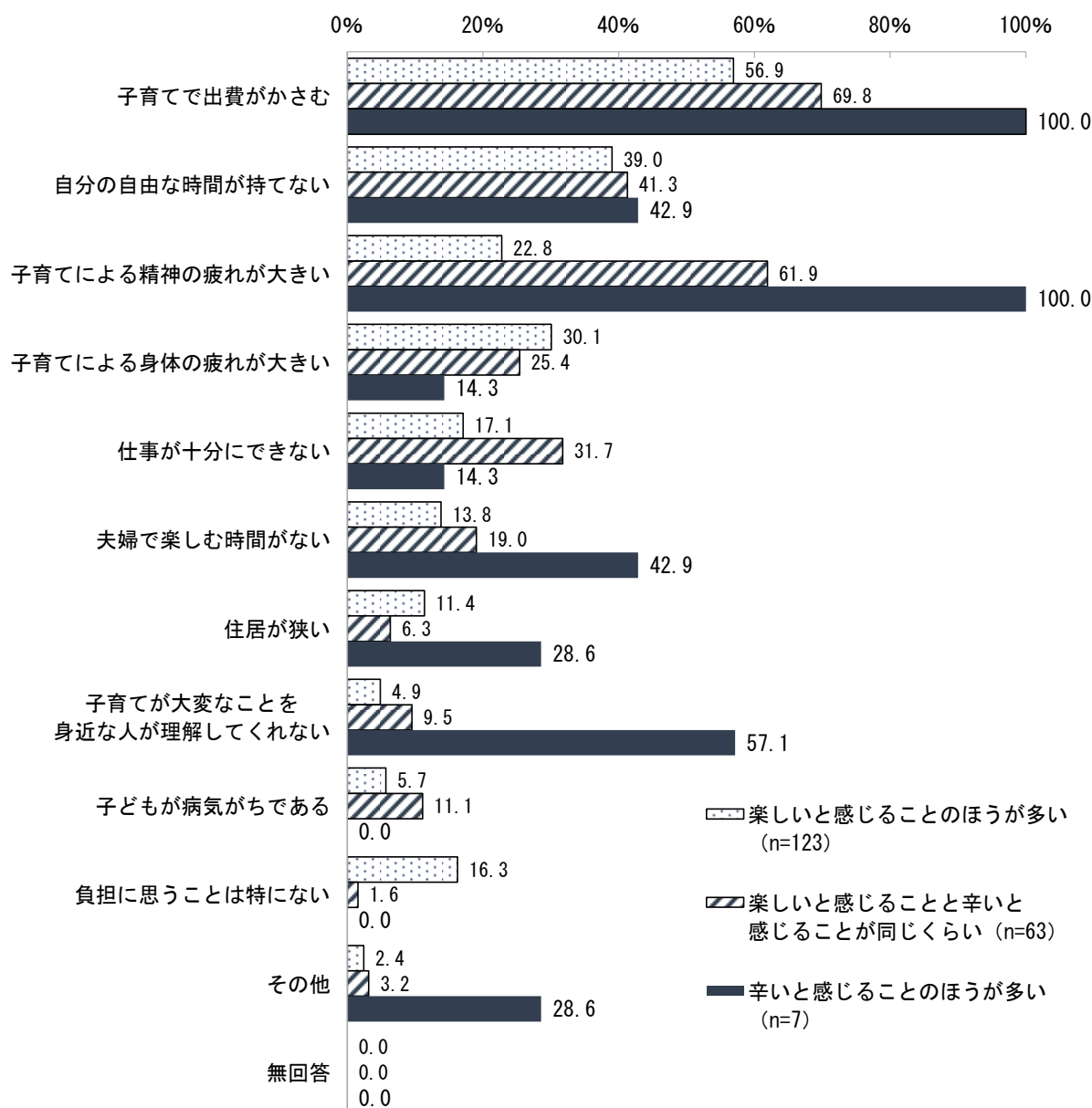
- 子育てに感じる不安感・負担感別に子育ての感じ方をみると、子育てが辛いと感じている方ほど、子育てに不安や負担を感じている傾向となっています。



② 特に負担に思う子育ての内容

- 子育てに感じる不安感・負担感別に特に負担に思う子育ての内容をみると、子育てに感じる不安感・負担感にかかわらず「子育てに出費がかさむ」が最も多くなっています。
- 子育てを辛いと感じている方ほど、「子育てによる精神的な疲れ」や「身近な人が大変さを理解してくれない」ことに負担に感じている傾向となっています。

【特に負担に思う子育ての内容（子育ての感じ方別）】



4 第2期涌谷町子ども・子育て支援事業計画の実績及び評価

4-（1）事業に係る目標事業量の達成状況

第2期涌谷町子ども・子育て支援事業計画（涌谷町安心子育て支援プラン）において見込んだニーズ量に対する確保の実績及び評価は下表のとおりです。

【第2期涌谷町子ども・子育て支援事業計画の実績】（上段：見込み量 下段：利用実績）

事業区分※1		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 (見込み)
施設型給付	1号認定	76人	64人	58人	58人	52人
		92人	83人	69人	46人	36人
	新2号認定	134人	127人	116人	110人	107人
		114人	133人	128人	123人	91人
	2号認定	62人	58人	58人	58人	58人
		61人	18人	30人	51人	63人
	3号認定 (0歳児)	22人	22人	20人	20人	19人
		16人	13人	14人	14人	8人
	3号認定 (1～2歳児)	111人	106人	100人	93人	86人
		104人	100人	92人	88人	78人
	利用者支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
		2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	2箇所※2
	地域子育て 支援拠点事業	1,075人日	1,030人日	959人日	901人日	842人日
		215人日	600人日	688人日	1,592人日	1,600人日
	妊婦健診	87人	84人	75人	72人	69人
		73人	52人	49人	51人	50人
	乳児家庭 全戸訪問事業	77人	74人	66人	64人	61人
		64人	57人	46人	44人	50人
	養育支援訪問事業	67人	64人	61人	58人	56人
		94人	70人	54人	46人	50人
	子育て短期支援事業	16人日	15人日	14人日	13人日	13人日
		0人日	0人日	0人日	6人日	6人日
	ファミリー・サポート・ センター事業	320人日	320人日	320人日	320人日	320人日
		201人日	281人日	446人日	678人日	750人日
	一時預かり事業 (幼稚園型)	134人	127人	116人	110人	107人
		74人	88人	83人	81人	89人
	一時預かり事業 (一般型)	674人日	626人日	576人日	548人日	516人日
		0人日	216人日	312人日	108人日	50人日

事業区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
延長保育事業	11 人/日	10 人/日	9 人/日	9 人/日	9 人/日
	9 人/日	12 人/日	12 人/日	7 人/日	8 人/日
病児・病後児保育事業	確保計画なし				
放課後児童クラブ	202 人	199 人	191 人	176 人	166 人
	200 人	209 人	193 人	201 人	202 人

※1 各事業区分の説明については第4部参照

※2 基本型と母子保健型をこども家庭センター型に集約

第3部

計画の基本的な考え方

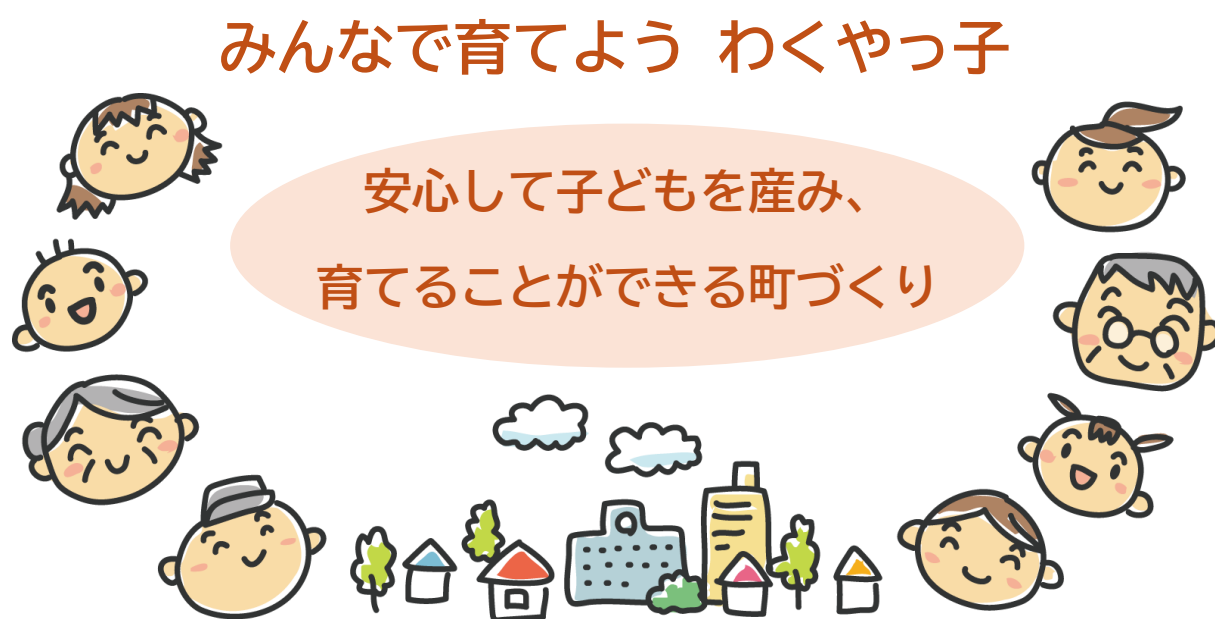
1 基本理念

涌谷町では、平成 27 年 3 月に「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町子ども・子育て支援事業計画）」、令和 2 年 3 月に「涌谷町・安心子育て支援プラン（第 2 期涌谷町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、各事業を実施してきましたが、その後も 1 年間に子どもが生まれる数は減少が続き、令和 5 年には 49 人と、平成 27 年の 107 人から大きく減少しています。令和 6 年 3 月末の年少人口（0～14 歳）比率は 8.6%、老年人口（65 歳以上）比率は 40.3% となり、少子高齢化が加速しています。

核家族化や共働き世帯の増加が進んでいますが、父親の育休取得割合は 13.1% となっており、父親の家事・育児参画には課題がみられます。

アンケート結果からは、保護者が子育てに関する不安や負担を抱えている状況もみられ、家庭だけで子育てをすることが困難な状況もみられることから、行政や地域社会による支援が引き続き重要となっています。

本計画では、これまでの涌谷町・安心子育て支援プランで掲げてきた基本理念である「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を継承し、家族や地域の協力による「みんなで育てよう わくやっ子」を更に進め、子育て支援施策を推進します。



2 基本姿勢

「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を目指して、次の基本姿勢をもとに計画を推進します。

①子どもファーストの視点

子どもが自分らしくのびのびと健やかに育つためには、子どもの視点に立った取組が重要です。子どもの人格や意思を最大限に尊重し、子どもの幸せを第一に考え、常に子どもの視点に立って、支援していきます。

そのことによって、一人一人の子どもが、自己肯定感を高めながら、それぞれの個性と能力を活かしていけるよう主体性を身に付け、社会に飛び立っていけるよう支援していきます。

②子育て家庭を支える視点

子育ての基盤である家庭において、妊娠・出産・子育てに対する保護者の負担、孤独感を和らげるよう、支援をしていきます。

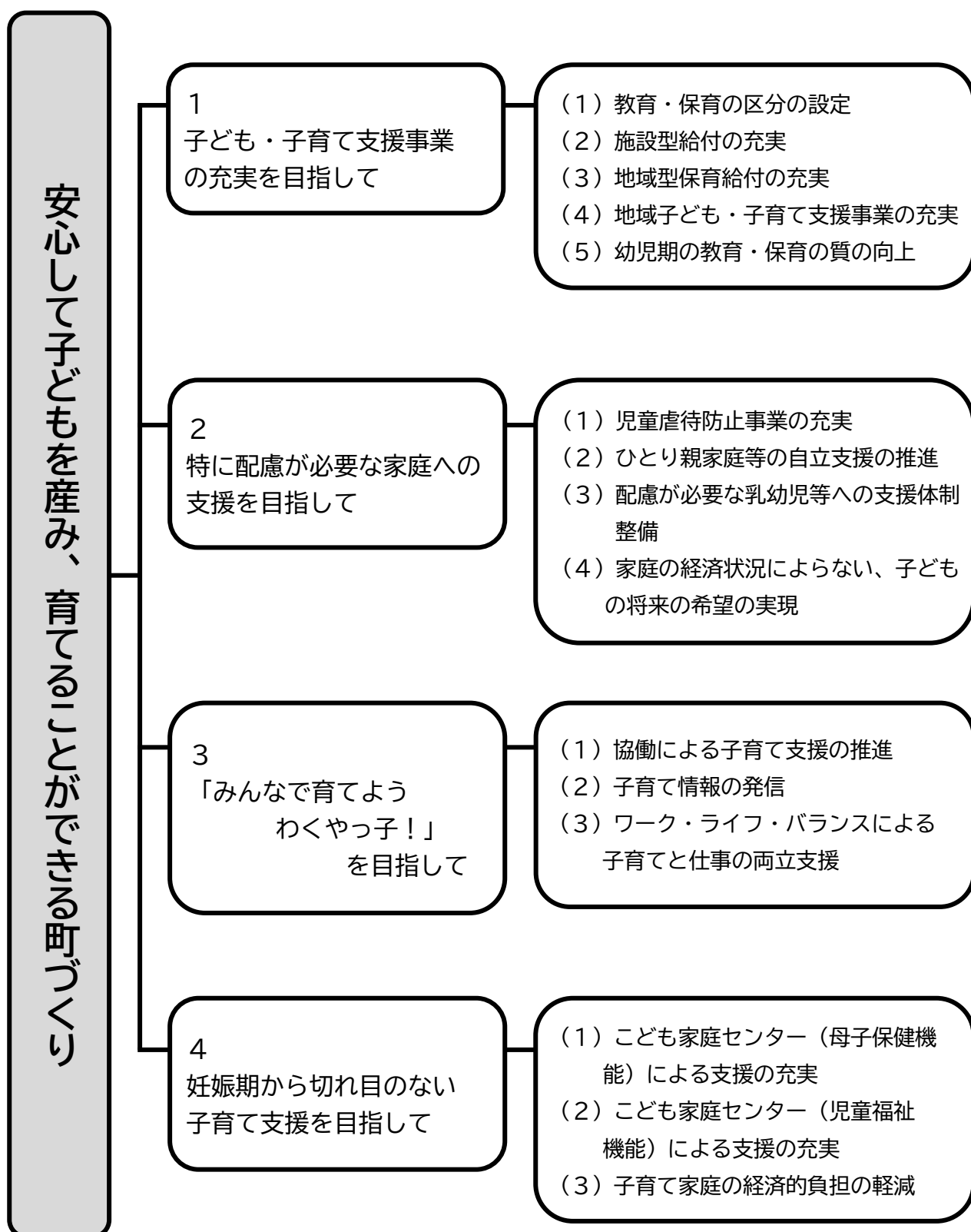
また、保護者自身も子育ての経験を通して成長し、楽しく子育てができるよう、その家庭の成長を支える支援をしていきます。

③地域全体で子どもやその家庭を支援する視点

核家族化や共働き世帯の増加、子育ての孤立化が表面化されている中で、社会の担い手となる子どもの健やかな成長と子育てを支える環境づくりは重要で、家庭だけではなく、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

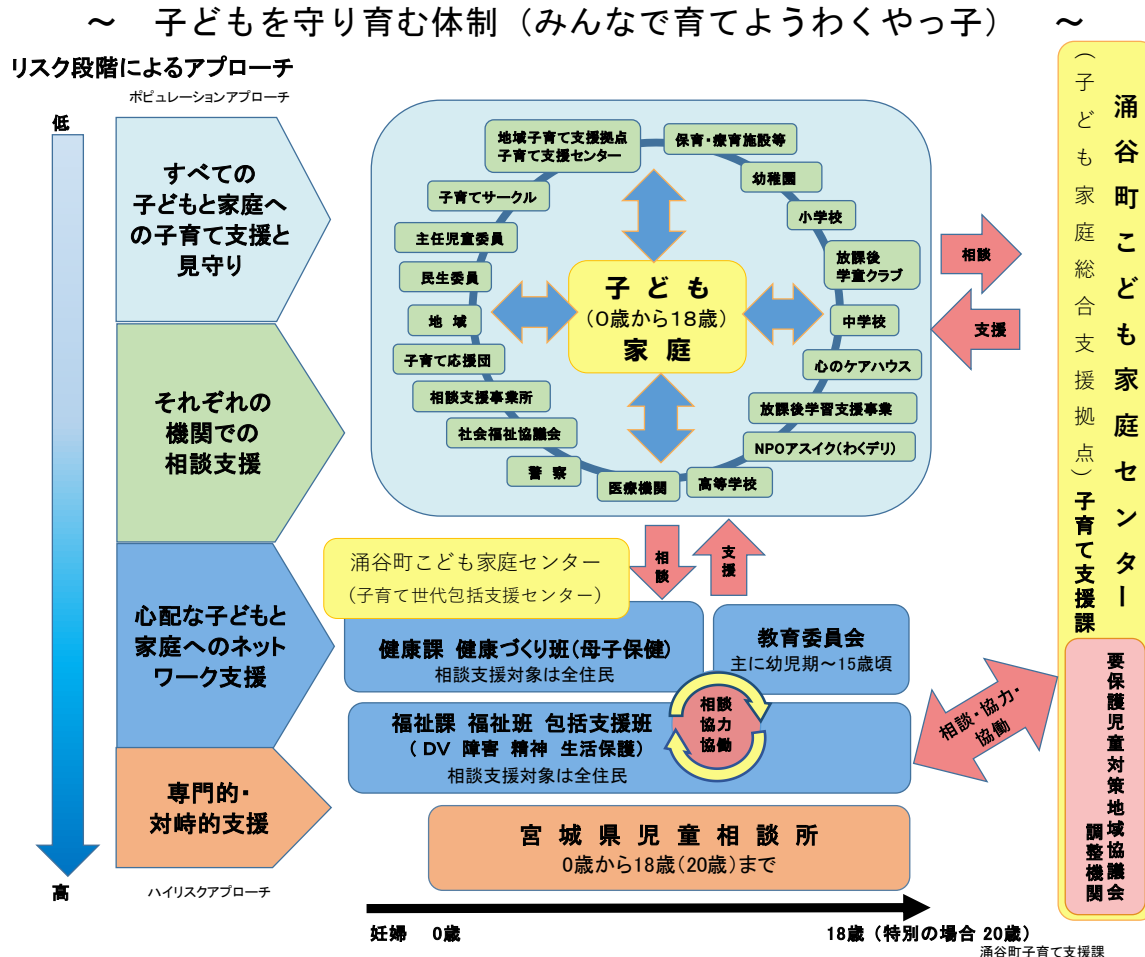
このような社会を構成する地域、企業、保育サービス提供者、ボランティア団体、行政等が連携し、全ての子どもと子育て家庭を支援していきます。

3 施策の体系



4 涌谷町・安心子育て支援体制

涌谷町では、幼稚園、保育所等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の団体や関係機関と連携強化し、地域で安心して子育てできる体制づくりを推進します。



5 子どもの数の推計

5－（１）人口推計

総人口は、令和6年の14,480人から減少を続け、令和11年には12,810人と1,670人の減少になると見込まれます。年少人口、生産人口、老年人口ともに減少していきますが、割合では老年人口のみ増加となっており、今後も少子高齢化が進んでいく様子が伺えます。

（単位：人）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口	14,480	14,144	13,808	13,475	13,144	12,810
年少人口 (0～14歳)	1,239 8.6%	1,180 8.3%	1,105 8.0%	1,040 7.7%	958 7.3%	895 7.0%
生産人口 (15～64歳)	7,411 51.2%	7,167 50.7%	6,959 50.4%	6,743 50.0%	6,567 50.0%	6,389 49.9%
老年人口 (65歳以上)	5,830 40.3%	5,797 41.0%	5,744 41.6%	5,692 42.2%	5,619 42.7%	5,526 43.1%

資料：住民基本台帳を基に、コーホート変化率法によって算出
※各年3月末人口（平成31年は外国人を含んだ実績値、それ以降は推計値）

5－（２）年少人口推計

14歳未満の年少人口の推計をみると、令和6年の1,239人から令和11年には895人と5年間で344人の減少が考えられます。年齢区分別では、令和6年から令和11年には0～2歳は50人減、3～5歳では61人減、6～8歳では87人減、9～11歳では91人減、12～14歳では55人の減少が予測されます。

（単位：人）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年少人口 (14歳以下)	1,239	1,180	1,105	1,040	958	895
0～2歳	157	139	138	124	115	107
3～5歳	196	182	154	152	135	135
6～8歳	243	231	224	196	183	156
9～11歳	322	291	270	250	238	231
12～14歳	321	337	319	318	287	266

資料：住民基本台帳を基に、コーホート変化率法によって算出
※各年3月末人口（令和6年は実績値）

6 教育・保育の提供区域の設定

6－（１）教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

涌谷町では、教育・保育提供区域を1区域に定めます。

分類	事業名	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	町内全域
	地域型保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業	
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児・病後児保育事業	
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	⑭子どもを守る地域ネットワーク強化事業	
	⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	⑯産後ケア事業	
	⑰子育て世帯訪問支援事業	
	⑱児童育成支援拠点事業	
	⑲親子関係形成支援事業	

第4部

子ども・子育て支援施策の展開

1 子ども・子育て支援事業の充実を目指して

1－（１）教育・保育の区分の設定

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、この区分に応じて、利用できる施設等が決まります。幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況及び利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設	町内の該当施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）等家庭	幼稚園または認定こども園	幼稚園 さくらんぼこども園幼稚園部 認定こども園こどもの丘
新2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園等を利用する家庭	幼稚園または認定こども園	幼稚園（預かり保育含む） さくらんぼこども園幼稚園部 認定こども園こどもの丘
2号認定		共働き等で保育所等を利用する家庭	保育所または認定こども園	涌谷保育園 涌谷修紅幼稚舎 認定こども園こどもの丘
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所または認定こども園または地域型保育事業所	涌谷保育園 涌谷修紅幼稚舎 さくらんぼこども園保育所部 認定こども園こどもの丘

1－（２）施設型給付の充実

① 1号認定

3～5歳児の家庭で、幼稚園等を希望する認定区分です。

教育標準時間認定で、各幼稚園・さくらんぼこども園幼稚園部、認定こども園こどもの丘幼稚園部が該当施設となります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	29	22	18	15	14
確保方策 ②	35	30	28	25	25
過不足 ②-①	6	8	10	10	11

② 新2号認定

教育標準時間認定の3～5歳児で、保育が必要で預かり保育を利用するための認定区分です。

教育標準時間認定とは別に施設等利用給付認定を受ける必要があります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	87	75	76	69	70
確保方策 ②	105	105	105	105	105
過不足 ②-①	18	30	29	36	35

③ 2号認定

共働き等家庭の3～5歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

保育所（さくらんぼこども園保育所部含む）・認定こども園こどもの丘保育所部が該当施設となります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	41	37	40	38	41
確保方策 ②	75	75	75	75	75
過不足 ②-①	34	38	35	37	34

④ 3号認定

共働き家庭等の0～2歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

0歳児と1～2歳児で分けて定めます。保育所（さくらんぼこども園保育所部含む）、認定こども園こどもの丘保育所部、小規模保育所（地域型保育施設）が該当施設となります。

▼量の見込みと確保の方策

■0歳

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	13	13	12	12	12
確保方策 ②	20	20	20	20	20
過不足 ②-①	7	7	8	8	8

■1歳

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	43	38	37	35	34
確保方策 ②	48	48	48	48	48
過不足 ②-①	5	10	11	13	14

■2歳

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	35	46	41	40	37
確保方策 ②	58	58	58	58	58
過不足 ②-①	23	12	17	18	21

⑥ 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の各年度の推計児童人口に占める利用定員の割合（保育利用率）を算出しています。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策 ①	126	126	126	126	126
0歳	20	20	20	20	20
1歳	48	48	48	48	48
2歳	58	58	58	58	58
推計児童数 ②	139	138	124	115	101
保育利用率 ①÷②	90.6%	91.3%	101.6%	109.6%	124.8%

⑦ 待機児童数の推移

平成30年以降、待機児童は発生していません。

1－（3）地域型保育給付の充実

地域型保育は、市町村による認可事業です。0～2歳児を対象とした定員19人以下の施設で、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育が該当事業となります。

現在、涌谷町では小規模保育事業1事業者が認可されています。（令和6年4月現在休止中）

1－（４）教育・保育の確保方策の今後の方向性

第1部1－（１）「人口の推移」、（５）「世帯構成の状況」から、前回策定時の令和２年に比べて人口の減少、核家族化が更に進んでいることが分かります。また、（７）「女性の労働力率」、（８）「女性の従業上の地位」からは、女性の社会進出が進んでいることが伺え、保育のニーズが高まっています。

一方、育児休業の取得については、「取得した＋取得中である」の割合が62.6%となっており、前回と比較して増加となっています。

これまでの取組において、0～2歳児の保育ニーズに対しては、涌谷保育園の利用定員の減少があったものの、新たに小規模保育事業所（子どもの丘保育所）の開所、涌谷修紅幼稚園舎の利用定員増加により確保してきました。

3～5歳児の保育ニーズに対しては、涌谷保育園、涌谷修紅幼稚園舎に加え、幼保連携型認定こども園こどもの丘の開所、町立幼稚園、さくらんぼこども園幼稚園部での預かり保育事業により確保もできています。

今後も、出生数の減少が見込まれることから、就労希望の増による保育所、預かり保育のニーズの増加、育児休業制度の普及を勘案しても、全体としては、量の見込みが減少していくと推計しています。一方で、教育・保育事業を支える幼稚園教諭、保育士の不足が懸念される状況が続いています。安定した運営を続けるため、保育士等の処遇改善を図るとともに、魅力ある教育・保育施設を目指し、体制を整えていきます。

1－（５）地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て新制度において19の事業が定められています。それぞれのニーズ量の見込みと確保対策を立てて、事業の実施や加減について検討しています。

① 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報収集を行うとともに、子どもや保護者からの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策 ②	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

「基本型」

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供を行う。必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を実施する。

「こども家庭センター型」

母子保健と児童福祉が連携して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から保健師等が相談支援を実施する。

■確保の方策

子育て支援課・健康課において利用者支援事業「こども家庭センター型」を、町立さくらんぼこども園で「基本型」を実施しています。

そのほか、涌谷町教育総務課・健康課・福祉課・町内各幼稚園・子育て支援センター等において、町の事業の利用相談に応じています。今後も引き続き情報提供や相談支援を継続することとします。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：組/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,188	1,015	842	693	594
確保方策 ②	1,188	1,015	842	693	594
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

子どもの丘子育て支援センター、町立さくらんぼこども園なかよしルーム、涌谷保育園子育て支援センターの町内3か所で事業を実施しています。

現在は平日のみの開催で、フルタイム就労家庭の参加が難しい状況であり、今後は土日開催等の検討も必要です。3歳以上児の多数は何らかの施設サービスを受けており、子育ての孤立が懸念される0～2歳児の保護者への関わりが必要です。

今後も事業を継続しながら、町内で同様の事業に取り組んでいる他団体と連携を図ります。

③ 妊婦健康診査

妊娠届の提出時に母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査の受診票を配布し、14回分の妊婦健診（基本診察、貧血検査、尿検査等）の費用を助成する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	41	38	36	34	32
確保方策 ②	41	38	36	34	32
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

母子健康手帳交付の際に、保健師から妊婦健診の重要性を説明し、今後も受診を促進していきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。また、産後の健康相談や育児相談等も行います。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	44	41	38	36	34
確保方策 ②	44	41	38	36	34
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

健康課で実施しており、産後様々な悩みを抱えている親を早期発見する、実績のある事業です。問題・課題のある家庭が孤立しないよう支援していくきっかけとなる大切な事業と捉えており、福祉課とも情報を共有しながら、事業を継続していきます。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	51	45	42	39	37
確保方策 ②	51	45	42	39	37
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業等で見つかった養育支援が必要な家庭に対し、保健師や支援員が訪問・助言等で関わることで、精神的な負担を軽減し適切な養育の実施が確保できるよう努めています。児童虐待予防の観点からも重要な事業であり、人材の確保に努め、今後も事業を継続していきます。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	5	5	5	4	4
確保方策 ②	5	5	5	4	4
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

令和4年から近隣の里親家庭と契約し、実施しております。

ショートステイ事業については、保育士や里親等が必要ですが、確保が困難な状況です。トワイライトステイ事業については、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等との連携による対応を検討していきます。

今後は、家庭の状況に応じて、県北部児童相談所やみやぎ里親支援センターけやき等と連携を図り、養育困難な家庭に支援を実施する体制を継続していきます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

安心して子育てができる環境づくりと児童福祉の向上を目的に、利用会員と協力会員がそれぞれ会員登録し、お互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、子どもを預かったり地域で子育てを支えあう相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	714	669	630	580	499
確保方策 ②	714	669	630	580	499
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

養育環境の社会的な変化に伴い、家庭や親戚のみならず、地域で子育てをサポートしていく必要があると考え、平成31年度から「わくや地域子育て応援団」として本格的に事業を実施しています。今後も継続していくと同時に、町民の力による事業運営ができるよう働きかけていきます。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）

主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後 又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	25,402	21,898	22,190	20,146	20,438
確保方策 ②	26,250	26,250	26,250	26,250	26,250
過不足 ②-①	848	4,352	4,060	6,104	5,812

■確保の方策

保護者が一時的に保育ができない場合や就労等のために保育ができない場合において利用できるように事業を開始しました。ニーズが高まり利用者が増加しているため、児童は減少傾向にありますが今後も現在の受け入れ体制を確保しながら、継続し普及を図っていきます。

⑧-2 一時預かり事業（一般型）

主として保育所・幼稚園等に在籍していない乳幼児を家庭で保育することが一時的に困難となった場合に、保育所やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。主として昼間に実施するものです。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	131	112	105	90	85
確保方策 ②	250	250	250	250	250
過不足 ②-①	119	138	145	160	165

■確保の方策

令和2年度から民間保育施設において事業を開始しています。

出生者数や未就園児の減少が見込まれますが、保育者支援の目的で事業を継続していきます。

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外に保育園や認定こども園で保育を実施する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,391	1,265	1,196	1,083	1,049
確保方策 ②	1,495	1,328	1,230	1,139	1,066
過不足 ②-①	104	63	34	56	17

■確保の方策

町立さくらんぼこども園、涌谷保育園、涌谷修紅幼稚園、認定こども園こどもの丘の4保育所で、18時から18時30分までの30分間の延長保育を実施しており、上表は利用を希望している人数の見込みです。

保育士の確保等の運営体制整備が必要ではありますが、女性の就労率の向上や保育ニーズの高まりを考慮し、19時までの保育も検討していきます。

⑩ 病児・病後児保育事業

保護者の就労等で子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応及び病気の児童の自宅に訪問する事業です。

病児・病後児を病院・保育所等の専用スペース等で一時的に保育する「病児対応型・病後児対応型」、保育中の体調不良児に対し緊急的に対応する「体調不良児対応型」、看護師等が病児・病後児の自宅で一時的に保育する「非施設型（訪問型）」に分けられます。

現在、町内には病児対応型・病後児対応型の実施可能な施設が無いことから、事業の実施に当たっては整備が必要です。また、体調不良児対応型・非施設型（訪問型）は、事業に従事する人材の確保が必要なことから、実施に当たっては十分な検討と準備を行い、提供体制の確保を検討します。

⑪-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立と健全な育成を図る事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	204	199	185	182	164
1年生	44	41	33	40	27
2年生	48	45	42	35	41
3年生	40	48	46	43	35
4年生	31	28	32	31	29
5年生	30	25	22	24	22
6年生	11	12	10	9	10
確保方策 ②	225	225	225	225	225
過不足 ②-①	21	26	40	43	61

■確保の方策

令和2年度から、旧八雲学童クラブ・旧涌一小学童クラブを統合しわくわくスマイル児童クラブが開所しています。他2クラブ（杉の子児童クラブ・小里麓岳児童クラブ）で定員超過した場合は、わくわくスマイル児童クラブを活用することで、全児童クラブで6年生までの保育を実施します。

⑪-2 放課後こども教室

放課後や長期休業中に小学校の余裕教室を活用して、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる子どもたちの環境づくりを目指しています。町内全校で実施しており、主な活動内容は、運営スタッフが企画した遊びや体験活動や、宿題の見守り、自由遊び、図書室でのスタッフ補助を行っています。

今後は施設の整備を進めるとともに、全小学校での一体型の実施を進めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	24	24	24	24	24
確保方策 ②	24	24	24	24	24
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

生活保護等低所得世帯を対象に、教材費・行事費等について助成しており、今後も事業を継続し、対象となる世帯の児童への支援を図ります。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

本町においては、令和2年度は、子どもの丘保育所の開所支援、令和4年度は幼保連携型認定こども園こどもの丘の開所に向け支援を行いました。

民間事業者の事業者の採算性を確保し、安定的な運営が維持できるよう過剰な供給を避ける必要があります。

今後も少子化が見込まれるため、需要と供給のバランスを見ながら慎重に検討をしていきます。

⑭ 子どもを守るための地域ネットワーク支援事業

市町村が児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として設置する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」の機能強化のため、調整機関職員や構成する関係機関の専門性強化と、連携強化を図る事業です。

■確保の方策

個別のケースに対応する検討会議を開催し、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、代表者による連絡会議、担当者を対象とする研修等を適宜開催し、連携と専門性の強化を図ります。

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	23	19	15	12	10
0歳	11	11	10	9	9
1歳	8	5	3	2	1
2歳	4	4	2	1	0
確保方策 ②	0	19	15	12	10
過不足 ②-①	23	0	0	0	0

■確保の方策

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化して、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるよう事業の普及を図ります。

⑯ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	20	20	18	18	15
確保方策 ②	20	20	18	18	15
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

令和3年度から事業を開始しています。出生数は減少していますが、産後にケアやサポートを必要とする産婦は少なくありません。ニーズの状況を把握しながら、産後も安心して育児できるよう、サポート体制を確保し、継続していきます。

⑰ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町においては、当面、養育支援訪問事業において対応していく予定ですが、対象となる子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

⑱ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

⑲ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる保護者及びその児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

1－（６）地域子ども・子育て支援事業の今後の方向性

核家族化や地域とのつながりの希薄化に伴い、子育ての孤立化が社会問題となっています。涌谷町においても核家族化が進み、アンケートからも子育てに何らかの手助けが欲しい保護者が多いことが伺えます。

幼児教育・保育事業は、多くの保護者が利用していますが、「育児休業中」や、「一定の期間は子育てや育児に専念したい」と家庭で育児を行っている家庭も一定数あります。

また、子育ての比重について、「子どもが病気の時に休む割合」や、「育児休業の取得割合」から、母親に比重が大きく、一方、父親は就労の比重が大きいたことが伺えます。また、共働き世帯では、父親に就労と子育ての両方の比重が大きくなっていると推察されます。

さらに、祖父母がいても身体的、精神的負担を心配し、預けることを心苦しいと感じている保護者も多くなっています。

これらのことから、幼児教育・保育事業の整備だけではなく、より細かな単位での子育て支援も必要になっています。

“孤育て”を防ぎ、親子がストレスを溜めないよう、気軽に相談したり、リフレッシュのために子どもを預けたり、地域での見守りや助け合い等の、親子が安心して過ごせる居場所が必要と考えます。

そのために、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業（わくや地域子育て応援団）のより利用しやすい体制の整備や、乳幼児等通園支援事業の実施、子育てサロンのような居場所の整備が望まれています。

また、生まれる前からの子育てを母子保健と児童福祉で一体的かつ包括的に支援することも家庭センター「わくやっ子センター」を令和6年4月に設置しました。妊娠期や出産後の不安や子育てのストレスの緩和について、よりきめ細かに支援していく体制を整え、向上していきます。

これからもニーズを把握し、必要な社会資源の整備を図るとともに、地域の力を引き出しながら、子育てを支援する町民意識の醸成に努めていきます。

1－（7）幼児期の教育・保育の質の向上

① 質の高い、幼児教育・保育の提供

本町には、私立の保育所が2か所、町立の幼保一元化施設が1か所、町立の幼稚園が3か所あります。

幼児教育は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要なものであると捉えており、今後も、保育士等の人材確保に努め、質の高い教育・保育を提供していく体制を整えていきます。

また、保育士や幼稚園教諭一人ひとりの資質・能力の向上を目指すため、職員の合同研修等を実施し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

さらに、民間の保育所等とも連携し、町内全域での質の高い教育・保育の提供に努めます。

② 幼児教育・保育施設と小学校との連携の推進

幼児教育・保育施設において幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校への円滑な接続に努めていく必要があるため、職員の意見交換や交流を通じて小学校との連携を図っていきます。

③ 町立幼稚園等の再編

出生者数の減少や保育施設への入所により町立幼稚園の小規模化が一層進むと考えられることから、子ども同士の人間関係や社会性の育成、望ましい幼児教育の在り方等を踏まえて、令和7年度末に町立幼稚園3園を閉園してさくらんぼこども園に統合し、より良い教育環境整備を進めていきます。

2 特に配慮が必要な家庭への支援を目指して

2－（１）児童虐待防止事業の充実

児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残します。健やかな成長や人格の形成に大きな影響を与えるだけでなく、次の世代に引き継がれてしまうことで、将来、更に深刻な問題へと拡大するおそれがあります。

このような児童虐待の根を絶ち、次代を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる社会を形作するためには、行政と関係機関・団体の連携はもちろん、家庭や地域住民の互いの協力と積極的な取組が不可欠です。

また、「涌谷町虐待防止等対策連絡協議会」を設置し、代表者会議、実務者会議や要保護児童個別ケース検討会議を開催して対応しています。

取り組みと今後の方向

① 児童虐待の予防、早期発見の徹底

令和6年度に開設した涌谷町こども家庭センター「わくやっ子センター」を拠点とし、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施に加え、町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、地域関係団体、医療機関、民生委員児童委員、警察等との連携強化を図ります。同時に、地域住民からの情報を受けやすい環境を整え、ネットワーク化を図り、児童虐待の予防や早期発見に努めます。

また、児童虐待についての講座の開催や広報等による情報提供を行い、町の子どもは町で守り育てる、「みんなで育てようわくやっ子」を合言葉に、地域ぐるみの意識向上を図るとともに、児童相談所全国共通ダイヤルである「189（いちはやく）」の周知を図ります。

② 虐待防止等対策連絡協議会との連携強化による事業推進

令和5年度から福祉課包括支援班にて「重層的支援体制整備事業」の本格実施、令和6年度は健康課と子育て支援課にてこども家庭センター「わくやっ子センター」の開設及び事業開始に至っている。虐待防止等対策連絡協議会には、児童だけでなく高齢者、障害者、DVの4つの虐待を一体的に位置付けており、今後は重層的支援体制整備事業とこども家庭センターの合同協議を進めることで、児童虐待による要保護児童及び家族に対する細やかな情報共有と支援のため、より連携を強化します。

2－（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は育児・家事と就労の両立が困難な場合もあり、また、気軽に相談できる相手が少なく孤立しやすい面があることから、支援施策は不可欠です。今後も、下記の経済的支援や就業支援施策等の周知・広報を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。

取り組み	今後の方向
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進と、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする制度で、今後も対象者への制度周知の徹底に加え、必要に応じて個人面接等を実施し、自立への支援を継続して実施します。
母子・父子家庭医療費助成制度の実施	ひとり親家庭等が受診した場合にかかる医療費の一部負担金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。福祉の増進を図ることを目的とした制度であり、今後も対象者への制度周知の徹底を行っていきます。
ひとり親家庭等への各種情報提供と相談の充実	町の情報に加え、県発行の「ひとり親家庭支援ほっとブック」発行時の案内等を行い、経済面や育児等で悩みや不安がある場合に関係機関に相談できることを継続的に情報発信し、相談体制を充実します。
ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭の親に対し、就業支援や自立支援給付金の給付、弁護士による無料法律相談等を行う県の事業で、子育てをしながら自立した生活ができるよう支援します。
ひとり親家庭支援員設置事業	北部保健福祉事務所に配置のひとり親家庭支援員が、ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行う県の事業です。
母子父子家庭福祉対策資金貸付事業の実施	母子・父子家庭へ生活に必要な資金を無利子で貸し付けを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、無利子または低利で資金の貸付を行う県の事業で、経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉向上を図ります。
ひとり親家庭等へのサービス利用支援	ファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業などをひとり親家庭等が利用しやすいよう情報の提供や利用料金の助成・優先して調整する等利用支援の拡充を図ります。

2－（３）特別支援乳幼児等への支援体制整備

近年、特別な支援を必要とする児童が増えており、その特性に応じた対策が求められています。現在、健康課・福祉課等との連携により、特別な支援を必要とする乳幼児の早期発見やその後の発達に合わせた支援体制を整備しており、今後も継続していきます。

取り組み	今後の方向
保育士・教諭等の研修促進	特別な支援が必要な児童の療育、成長への支援、教育にあたり、障がい特性を理解した適切な相談支援や療育指導ができるように、環境の整備と支援体制を構築します。
教育・保育施設、学校と健康福祉部門との連携強化	発育やコミュニケーションに心配のある児童生徒が適正な療育・就学を進められるよう、乳幼児全戸訪問及び健康診断等で、特別な支援を必要とする乳幼児を早期発見に努めます。健康課・福祉課等と連携し、発達に合わせた支援体制を図り、家族の負担を軽減するための相談・指導体制を今後も充実します。
教育・保育施設への看護職員の配置	さくらんぼこども園に看護職員を配置しており、今後も継続できるよう人員の確保に努めます。

2－（４）家庭の経済状況によらない、子どもの将来の希望の実現

すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況や環境に関わらず、健康で文化的な生活を送り、未来への希望を持ち実現していくことが望まれます。

貧困の連鎖を断ち切るには、様々な支援が必要ですが、令和２年度の国における「全国子どもの貧困調査」の結果を受けて、当町の状況を把握、分析し、今後の施策を検討していきます。

取り組み	今後の方向
宮城県の「放課後学習サポート事業」の実施	ひとり親世帯や支援が必要な子ども達への学習支援事業への繋ぎを行い、「送迎ができない」等の課題を解決するため、「わくや地域子育て応援団（ファミリー・サポート・センター事業）」による送迎支援等複数の制度や社会資源とつなげる仕組み作りをすすめる等、今後も利用しやすい体制を整備していきます。
子ども食堂の普及	単に食の提供だけでなく、「食を通じた地域のつながり」、「子どもたちの見守り機能の強化」、「その子にとっての頼れる大人との出会い」「多世代交流の場」を目指し、自主的・能動的に活動できる組織や団体の立ち上げ、育成に向けた支援をしていきます。
子どもの居場所づくり	共働き家庭の増加や学校における働き方改革が推進されるなか、放課後や朝の時間帯の子どもの居場所や見守り機能の確保や充実に向けた体制整備の検討・実施をしていきます。

3 「みんなで育てよう わくやっ子」を目指して

3－（１）協働による子育て支援推進

子育ては家庭や学校だけではなく、地域の子どもたちをみんなで育てていくという意識を広げるよう、子育て支援の啓発に努めます。

本町では、積極的な子育てサークルが活動されており、子育て中の保護者のよりどころとなっています。これらの大きな力に後押しされ、「みんなで育てよう、わくやっ子！」の機運が高まっていくことが期待されます。

取り組み	今後の方向
子育て支援ワーキンググループの育成や行政区長ほか地域住民による支援体制強化	身近で手軽な子育て支援活動を町民が自ら考え実施できるよう、町から情報提供等をして、推進します。
子育てサークル、子育てボランティアとの連携	子育てサークルやボランティア組織との連携・協力を得ながらわくや地域子育て応援団、児童クラブ、放課後子ども教室等への支援体制づくりを推進します。

3－（２）子育て情報の発信

子どもを産み、育てるために、様々な制度やサービスがあります。しかし、必要な時に必要な情報を得られなければ支援にはつながりません。涌谷町では、子育てや子どもの成長を自分たちの喜びとして感じ、子どもたちがいきいきと幸せに育っていくことを願い「涌谷町子育て支援ガイドブック（みんなで育てようわくやっ子）」を発行するとともに、広報やホームページ等で情報発信をしています。

今後、行政サービスのほか、地域で活動している各団体等と連携を図り地域の子育て情報等、これまでの広報やホームページのほかスマートフォンのアプリ機能やSNS等多様な媒体を活用し、ホットな子育て支援情報の発信に努めます。

取り組み	今後の方向
涌谷町子育て支援ガイドブック（みんなで育てようわくやっ子）の改訂・発行	結婚が決まったら、妊娠、出産、育児、入園、入学等必要な時期に必要な制度やサービスの情報を紙面のほかパソコンやスマートフォンアプリ、QRコードの活用等、手軽に情報が得られる工夫をしていきます。
多様な媒体での情報発信	ホームページや広報のほか、SNSやスマートフォンアプリの活用等、多様な媒体でホットな情報発信をすすめます。
子育てサークル、子育てボランティアとの連携	イベント情報や活動内容等、地域の情報を相互発信できるよう各サークルや団体等と連携を図っていきます。

3－（３）ワーク・ライフ・バランスによる子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増えています。母親の育児負担の軽減のためには、父親や家族の子育てへの参加も重要になります。

また、子育てにおいて、男女が協力し合い、子育ての喜びを分かち合うという考え方を、学校、企業、地域等と連携し、子育て世代や若い世代に伝えていく取組も必要です。

社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指していますが、「職場での育児休業制度が取りにくい環境」や「制度自体がない」、「子どもが病気の時でも休みにくい」等の意見もあり、働きやすい環境づくりの整備は今後も継続が必要です。

また、出産や子育てによって、退職せざるを得ない母親が多いことが課題となっています。子どもが大きくなってから就労したいとの希望も多く、一時預かりや放課後児童クラブの充実が強く望まれています。

今後は、多様な子育て支援体制を整備するとともに、仕事と家庭を両立できるよう、企業や事業主に対して啓発と協力要請を行い、就労の相談や情報提供等の必要なサポート体制の充実を図ります。

取り組み	今後の方向
ワーク・ライフ・バランスを浸透させる教育の推進	子育てに関し、家庭内で連携協力体制が築けるよう、町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、企業、地域関係団体と協力し支援します。
ハローワークと連携した職業紹介事業の充実	子育てしながら働ける仕事についての情報提供を継続的に実施します。
求職中保護者の保育所利用	求職中の保護者が求職活動ができるよう、一定の期間、子どもを保育所で預かり、就業の支援をします。

4 妊娠期から切れ目のない子育て支援を目指して

4－（１）こども家庭センター母子保健機能による支援

妊娠期には心身の不調を感じる妊産婦も多いことから、本町では、町民医療福祉センター基本理念「健やかに生まれ」に基づき、母子健康手帳交付時には、妊婦に寄り添いながら面接による状況把握をしています。また、出産直後には母子の健康状況把握とケアを目的に新生児訪問を行い、さらに、養育支援訪問や日々の相談を通じて、すべての乳幼児期にある子育て家庭と会う機会を設け、きめ細やかな支援に努めています。

また、乳幼児健診では、子どもの成長発達の状況を確認し、疾病予防や早期発見、保健相談等を実施しています。

今後も、妊産婦や子育て中の保護者に寄り添いながら、一人ひとりの想いを大切し、きめ細かな支援を体系的に実施するため、こども家庭センター母子保健機能を充実し、他部門との連携強化による切れ目のない子育て支援の推進を図っていきます。

取り組み	今後の方向
母子手帳交付時の状況把握充実	I C Tを導入して、妊娠期からの記録の効率化を図るとともに、虐待、精神、発達支援等の部門との情報共有を図ります。
各種乳幼児健診の充実 ・育児相談の充実 ・発達相談事業の充実 ・個別支援の充実	新生児訪問指導、4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診の各種健診と発達相談や個別支援を行っています。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業、産婦健康診査、産婦歯科健康診査、産後ケア事業を開始し、安心して産み育てられる環境の整備を行っています。今後も子どもと保護者に対してきめ細やかなサポートができるよう、関係者・関係機関と情報共有・連携し、支援を受けやすい体制づくりを強化します。
家庭教育の充実強化	家庭教育支援について、幼稚園等に出向き「親の学び」の機会を提供します。また、涌谷町家庭教育支援チーム員のスキルアップを図るとともに、地域の人材の育成、発掘に努め、保護者にも参加を促し家庭教育の推進を図ります。

4－（２）こども家庭センター児童福祉機能の充実

児童福祉法等の改正に伴い、令和6年4月に涌谷町こども家庭センター「わくやっ子センター」を開設しました。母子保健部門の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉部門の「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持したまま、体制を一体的にすることで、切れ目のない支援体制を構築し、児童虐待予防を強化していくことを目指します。母子保健部門と児童福祉部門が協働することで、ポピュレーションからハイリスクまで一貫した支援を継続し「全ての子どもとその家庭への支援」の拡充を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の調整担当も担い、関係機関との連携・協働を図りながら、児童虐待の対応強化に取り組みます。支援のネットワークを広げ、子どもと保護者の孤立を防ぎ、「みんなで育てようわくやっ子」の実現に向けて取り組みを進めます。

4－（３）子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成を図るために、児童手当や子ども医療費助成、各種手当等の事業を実施しており、今後も、事業を継続するとともに、普及促進や啓発を行い、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

取り組み	今後の方向
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。令和6年10月よりライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化のため、抜本的拡充が行われました。（①支給期間を高校生年代まで延長②所得制限の撤廃③第3子以降に係る支給額を月額3万円④支給回数を年3回から年6回（偶数月）に変更）申請漏れや手続きの不備がないよう周知徹底を図ります。
子ども（乳幼児）医療費助成制度の継続	高校修了前の子どもまで支給対象年齢を拡充し、さらに、所得制限を撤廃し保護者の負担軽減を図っています。今後は、事業維持のために制度の在り方を検討していきます。
就学援助制度の利用促進	経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、学用品費や給食費等の就学する上で必要な経費の一部を援助する制度です。今後も制度の周知徹底を図ります。
実費徴収にかかる補足給付	低所得世帯等の子どもが、特定教育・保育等又は特定こども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収にかかる費用の一部を補助することで円滑な利用が図られ、子どもの健やかな成長を支援する。
妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

資料編

1 涌谷町子ども・子育て会議要綱

令和6年4月1日

要綱第29号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援に関する審議会その他の合議制の機関として、涌谷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- （1） 子どもの保護者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4） その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし補欠委員の任期は、残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（臨時委員）

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解職されるものとする。

（会議）

第7条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 涌谷町子ども・子育て会議委員名簿

番号	職 名	氏 名	備 考
1	1号委員	高橋 知佳	保護者代表
2	1号委員	齋藤 常浩	保護者代表
3	1号委員	中澤 昌子	保護者代表
4	2号委員	鎌田 史乃	認定こども園こどもの丘園長
8	2号委員	田邊 千恵子	わくわく子どもカフェ副会長
5	2号委員	新田 香織	涌谷町園長会代表・さくらんぼこども園長
6	2号委員	内藤 亮	教育総務課長
7	2号委員	徳山 裕行	健康課長
9	3号委員	菅原 晃敏	涌谷町校長会代表・涌谷第一小学校長
10	4号委員	佐藤 浩子	主任児童委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

涌谷町・安心子育て支援プラン

第3期 涌谷町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

編集・発行

涌谷町 子育て支援課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278 番地

T E L 0229-25-7906

F A X 0229-43-5717

E-mail : gr-kosodate@town.wakuya.miyagi.jp